
四日市公害 学習案内 ガイドブック 判決35年 記念号

四日市公害を語り継ぐために



四日市再生「公害市民塾」

〒 512-0912 TEL 0593-31-3798

四日市市三重2丁目78 澤井余志郎 方

四日市公害と人権

目次

はじめに	2
ー四日市公害学習副読本に最適ー 澤井余志郎	
2004年度課題別・問題別教育研究大会「環境（公害）と教育」	3
四日市市立保々小学校 田中敏貴	
指導案 単元名 四日市公害と人権～忘れないように～	7
四日市市立保々小学校 田中敏貴	
学級通信（子どもたちの思い）	16
2005年度課題別・問題別教育研究大会「環境（公害）と教育」	20
四日市市立海蔵小学校 古市晶子	
厳選ガイドブック 語り継ぐために	
四日市公害を記録してきて 澤井余志郎	26
四日市ぜんそく	28
四日市公害裁判	50
教材用資料	68
ガイドブックシリーズ 目録	78
付録	
CDに収めたガイドブック	

「死ぬまで息せんなんということ、考えたことある？」

1999年7月24日

四日市公害裁判原告患者 野田之一

「私ら、一番よう聞かれるのはねえ、『ぜんそくって、どんな苦しみ？どんなふうに苦しんのや』と、よう聞かれるのやけど、これはねえ、私らね、これぐらい、こうやって、苦しいのやということの説明できんのや。でも、もし、先生方が、子どもにどういうふうに苦しいのかって、それを説明するときにね、こうやって、言うてくれやんかな。」



「というのはねえ、あんたたちね、一般の健康な人たちが、生きていくのにね、あんたら、“死ぬまで、息せんなん”ということ、考えたことある？だれか、ね。息を吸うたり、はいたり、これせんことには、死なんなんのやで。日常生活しとんのに、はあー、すうーと息しとんのに、息せんなんということ、意識したことないわねえ。でも、これ、ぜんそくというものにかかってね、発作が起きたらねえ、私、いつも、思いようったで。”これ死ぬまで、息せんなんのか、もうええかげんにやめようかな” と思うほどねえ、つらかった。こういうふうに、子どもに説明できたらと・・・」

「四日市裁判以前に、もし、みなさん方みたいに、関心のある人が四日市におったら、こんな大きな裁判にならんだかも分からんし、こんな都市にならんだかも分からんわな。」

「私ねえ、ある時ねえ、昭和石油の建設工事にね、漁師の合間に手伝いに行った。四日市が栄えるやろって思って、喜んでね、私ら漁民は、みんな一斉に奉仕に行った。そのときにねえ、ある外国人の技師がねえ、『お前ら、こんなところに、こんな工場たてて、喜んで手伝っとるけど、お前ら、これ、栄えると思とったら、間違いやぞ、四日市は滅びるぞ。』って。何言いやがる。このばかもの。この田舎に大きな工場が来て、ええことやないか。私らは思った。でも、結果はどう？四日市は、早く言えば、滅んだんやな。」

「私ねえ、つくづく思うね。終戦の頃、何にもなくて、かゆばっかすすとった。現在のよにやれなんだ、ビフテキだと、ぜいたくができるようになったのも、これ、こういうことがあったからかなあ、私ら犠牲になったのかもと思うようになった。」

四日市環境学習センターにて

四日市公害学習副読本に最適

四日市再生「公害市民塾」 澤井余志郎

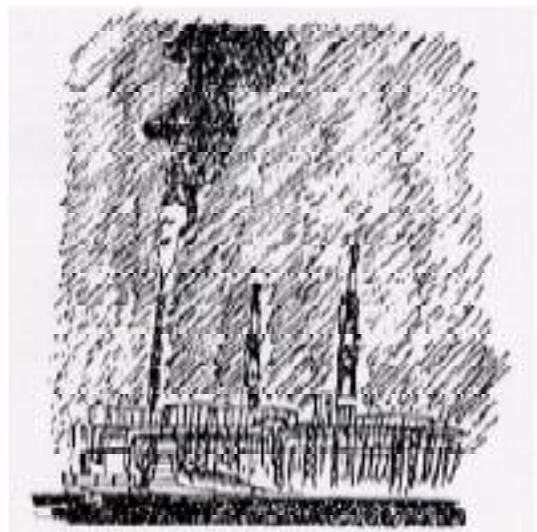
四日市公害学習について、公害裁判の頃から、児童・生徒の学習に使える副読本がほしい、自分たちで作ろうという声が上がって久しい。

それがなかなか実現をみなかったんですが、2004年の夏、保々小学校の田中敏貴先生が、2001年に5年生担任で、同じ5年生担任の阪倉芳一先生と合同で、教室へ、公害裁判原告患者で漁師の野田之一さんに来てもらって話を聞いたり、社会見学で、磯津漁港と塩浜小学校の現地に行つて、野田さんの話を聞いたり、見る、聞く、匂いを嗅ぐ、歩く、などの実感を大事にする学習をやった。

2004年、5年生の担任になったとき、前の時の学習を振り返り、今回は自分で資料を作り、数少ない語り部の野田さんや沢井に負担をかけないでやろう、出来れば、四日市の教師が公害学習を実施する際、二人に面倒をかけなくとも、この資料があれば、これをもとに学習が進められるのではないかと、阪倉先生にも協力してもらい、カットの「四日市公害と人権」の資料パンフを作成、「2004年度 課題別・問題別 教育研究大会」で、発表をおこない、県教研への代表にも選ばれ、資料パンフも好評でした。

そのパンフをたまたま手にした三重県人権問題研究所の研究員が、これは貴重なものだと評価、田中先生や関係した人たちにも相談をかけ、カラー印刷での発行となりました。

まず何よりも、四日市の教師、子どもに限らず、青年・大人にぜひ読んでほしいと思います。



四日市公害と人権～忘れないように～

四日市市立保々小学校 田中 敏貴

1. はじめに

教員となって保々小学校に赴任した時、「四日市でも米が作れるんやあ。」と素直に驚いた。国道23号線や近鉄線から見える風景しか四日市のことをしらなかった私は、子どもの頃からずっと「四日市＝公害・ぜんそく」というイメージを持っていた。

3年生の担任となった赴任1年目のある日、社会の授業で四日市公害の話題が出てきたことがあった。その時、子どもから「四日市の魚って、今は食べれるの？」と質問された私は、答えることができなかった。子どもの頃から同じ三重県で暮らしながらも、四日市公害について何も知らない自分がいた。教師として、まずは自分が学ばなければと思った。

2. H13年度の実践「四日市公害と人権～人との出会いから～」

5年生の担任となった赴任2年目、社会科の学習で四大公害が出てくるにあたって、自分も四日市公害について学習をしなければと思った。資料に目を通したり、四日市公害の原点となった磯津、そして塩浜地区を隣の学級の先輩教員に案内していただきながら、公害がひどかった当時の状況や裁判のこと、そして今でも反公害の活動を続けておられ、四日市公害認定患者であり裁判原告者の一人である漁師・野田之一氏や、30年以上にわたり反公害運動を支援し、四日市公害を記録し続けてこられた澤井余志郎氏のことを教わった。またその時、子どもたちが学習していくための教材や資料が十分に揃っていないことも同時に感じ、どうやって学習を進めればよいのか悩んだ。

《学習のねらい》

野田之一氏と澤井余志郎氏、お二人のお話やいろいろな資料からは、ぜんそくに苦しむ患者のナマの声や、健康なくらしや人権を守るために団結して行動した人々の姿、一方であった公害病患者に対する周囲の偏見といった、公害のありのままを学ぶことができると考えた。また、四日市公害を学習する中で見えてくる環境問題・人権問題は、当事者だけでなく一人ひとりの問題であり、残された自然や私たちの健康なくらしと人権を守るために、自分に何ができるかということを考え、子どもたち一人ひとりが自分の生活や生き方に学びを返していける学習が展開できると考えた。

《学習の流れ》

①漁業の学習

水産業の学習をするにあたり、野田之一氏から漁師の仕事、その楽しみや苦労、命を落としてしまった体験などについてお話を聞かせていただいた。海から離れたところにある保々の子どもたちは、「おじさんはかっこええ言葉で言うと海のハンターや。」「サメはおいしいでえ。」と生き生きと話される野田氏のお話に、目を輝かせて聞き入っていた。

②野田さんのもう一つの顔にせまる

野田氏の四日市公害認定患者としての半生を取り上げたＴＶ番組を子どもたちに紹介した。番組を見た子どもたちは、「四日市公害を学習して、もう一度野田さんに会いたい。公害について話を聞きたい。」という願いを持った。

③社会見学に向けて

まず、澤井余志郎氏よりいただいた数々の資料をもとに、子ども向けの四日市公害学習パンフレット「四日市公害と人権」を作成した。それを軸にしながら、四日市公害記録写真集やＶＴＲ、公害患者や家族の作文などを合わせて学習を進めた。またパンフレットの構成にあたっては、「野田さんにもう一度会いたい。」という強い願いを持っていた子どもたちがより意欲的に学習できるようにと、公害発生～裁判勝訴に至るまでの流れについて、その時々野田氏が残しているセリフをいろいろな資料から抜粋してまとめ、子どもたちがもう一度会いたがっている「野田さん」を追いながら学習を進めることができるようにした。そうした流れの中で子どもたちは「これから大人になったら、ぼくたちが公害のこととかを伝えやなあかんと思う。」と、野田氏のメッセージを受け取っていった。

④社会見学

当日の見学は、澤井余志郎氏にガイド役をしていただいた。塩浜小学校展望室からの風景と、うがい場を見学させていただいた後、塩浜小の一室をお借りして野田氏・澤井氏のお二人からお話を聞かせていただいた。その後、磯津漁港で野田氏の漁船や港の様子を見学し、海岸でお弁当を食べた。「君らこんなの見たことないやろ。」と、あらかじめ捕まえてあったエイを見せてくださったり、子どもたちの輪に入って積極的に話をくださる野田氏に対して、子どもたちは大喜びであった。別れ際、教師の注意も聞かずに野田氏のスクーターをいつまでも追いかけていく子どもたちの姿が特に印象的だった。

⑤学習発表会に向けて

春から学習してきたことや、野田氏・澤井氏から学んだことを地域に広める目的で行った学習発表会では、春から「総合的な学習の時間」を使って行ってきた米づくりや、コスモス畑の巨大迷路づくりなどの体験学習についてのプレゼンテーション、公害問題や身近にあるいじめ問題をテーマにした劇などに取り組んだ。中には小さい子にもわかるようにと、友だちとの関わりの中にある身近な問題を、絵本や紙芝居にして保幼の子どもたちに読み聞かせをするグループや、学習発表会を地域 みんなが仲良くなれる楽しい場所にしようと、的当てゲームやボーリングゲームコーナーを作ったり、コントやダンス

を披露するグループもあった。

練習では発表内容がなかなか決まらなかったり、すぐにケンカになったりと、協力して一つのものを作り上げる難しさを感じていた子どもたちであるが、本番では大勢のお客さんが見守る中、子どもたちなりに精一杯の力を発揮することができた。また、大勢の人前で発表できた喜びと、気持ちを人に伝えるという難しさを同時に感じていたようであった。そして何より当日は、野田氏・澤井氏にも会場に足を運んでいただいたおかげで、子どもたちにとって思い出深い発表会となった。

3. 公害教育を推進するにあたっての課題と、

H16年度の学習計画「四日市公害と人権～忘れないように～」

赴任5年目になり、2度目の5年生担任となった本年度。秋には四日市公害の学習を入れたいと考えているが、今の四日市には野田之一氏や澤井余志郎氏という一部の方が、いろいろな小中学校からの社会見学依頼やその現地案内をボランティアで一手に引き受けてくださっているという厳しい状況がある。しかも他市や他県からの見学や問い合わせが多く、市内の小中学校からは少ない。

公害体験をナマの声で直接聞き取ることができるという学習は、本当に魅力的である。しかし今、語り部は他におらず、子どもたちが当時の話を直接聞き取るということはできない。また子どもにとって学習しやすい資料が十分に揃っていないという現状があり、そのことも市内の学校で取り組みをしにくい1つの原因になっているように感じる。そんな中で、公害を直接知らない自分のような立場の教員が、これから先も子どもたちに四日市公害を語り継いでいくためにはどうすればよいのかと考えた時、やはり子どもたちと共に学習していただける資料が欲しいと思った。そして今回、以前5年生を担当したときに作成したものをベースに、学習パンフレットを再度作成した。

今後は、作成したパンフレットを軸に、目の前にいる子どもの状態に応じて必要なワークシートや資料を追加作成したり、自分たちの生活と結びつけて深めさせたい所などを学年で相談しながら学習を進めていきたと考えている。

4. おわりに

赴任一年目に子どもから四日市公害のことについて質問され、何も答えられなかったことをやはり思い出す。子どもにとってだけでなく、私自身にとっても経済・行政の問題が密接に絡んだ難しい中身であり、いかに自分が世間知らずであるかを毎度痛感させられる。しかし、かつてこの四日市で公害問題が大きくクローズアップされ、訴訟にまで持ちこまれたこと、そして今でも500人以上の人々が公害病に苦しんでいること、過去の教訓を生かしてそれぞれの立場の人間が、今日の青空を取り戻す為に力を注いでくれたおかげで今の私たちの生活があることを、四日市における“負の遺産”として子どもたちには伝えていかな

ければならないと思う。やはり四日市公害を抜きにして四日市の環境は語れないのではないかと、子どもたちを前にしながら素直に感じている。

判決から30年以上が経ち、四日市公害は次第に忘れ去られようとしている。教師である私自身、公害を直接は知らない。しかし決して過去の事ではない。環境問題というものを人と人とのつながりや自分の生き方も含めた大きな問題としてとらえ、その場限りの取り組みに終わらない、子どもたちの心に残る学習をしていきたいと思う。そして環境を守ることが、結局は私たちの健康で住みよいくらしと人権を守ることにつながり、一人ひとりが大切にされる世の中をつくっていくことにつながるのだということを子どもたちには伝えていきたい。過去の教訓をこれからも忘れないように…。



第5学年 人権総合学習指導案

日 時 2004・11・17（水）第2限

場 所 5年A組教室

指導者 田中 敏貴

1. 単元名

『四日市公害と人権～忘れないように～』

2. 目 標

- I 四日市公害問題を学習する中で、企業側、住民側それぞれの立場の人々がどう考え、どう行動したのかを知る。
- II 四日市公害訴訟に立ち上がった患者や支援者たちの生き方や考え方、願いにふれる。
- III 四日市公害問題を通して、それぞれの立場を理解し、よりよい方向に物事を考えられるようになる。
- IV 学習したことをもとに、身近な問題に目を向け、一人ひとりが大切にされる人間関係をつくろうとする。

3. 単元設定の理由

現在ではずいぶん空気もきれいになり、青空も戻ってきた私たちの住む町、四日市。「公害はなくなった」という言葉もしばしば耳にする。しかし、公害裁判での原告側勝訴判決から32年経った今でも、500人以上の人々が公害病に苦しんでいる。公害は終わったと本当に言えるのだろうか。

四日市公害問題を追っていくと、ぜんそくに苦しむ患者のナマの声、健康なくらしや人権を守るために団結して行動した人々の姿、一方であった公害病患者に対する周囲の偏見といった、公害問題のありのままが見えてくる。また、そこにある環境問題・人権問題は単に当事者だけの問題でなく、残された自然や、私たちの健康なくらしと人権を守るために一人ひとりがどう生きるかが問われる問題である。

こうした、自分自身のこととして問題をとらえる視点を大切にしながら、よりよい社会づくりと自己の向上を目指して考えあう本単元の取り組みは、本校の「人権・部落問題学習」に対するとらえ方と合致するものと考えらる。

4. 指導上の考察

I 教材について

①四日市コンビナートと私たちの暮らし

身の周りのあらゆる所で使われているプラスチック類をはじめ、衣類の素材、食料品のトレイやパック、台所洗剤、シャンプーにリンス、歯磨き粉…と、言い出したらきりがないほど私たちの周りは石油製品であふれており、今や欠かせないものとなっている。

石油を原料として製品をつくっているいくつかの工場が、効率よく仕事をするために一つの場所に集まってパイプで結ばれてできた工場地帯は「コンビナート（ロシア語で『結合』を意味する）」と呼ばれ、四日市の場合、第一・第二コンビナートを合わせると、およそ小学校650個分の広さになっている。

タンカーで外国から運ばれてきた原油は、重油やアスファルト、軽油、灯油、石油ガス、ガソリン、合成ゴムやプラスチックの原料となるナフサなど、各工場が必要とする様々な形に姿を変え、臨海部にはりめぐらされたパイプを通して運ばれる。

三重県を南北に走る鉄道や国道23号線、その車内からは一面に広がる工場地帯を望むことができ、かつて「100万ドルの夜景」と言われたコンビナート最盛期を想像することができる。さらに海岸線に足をのばすと、そこには埋立地に延々と工場の関連施設が立ち並び、わずかな自然海岸を残すのみの状態となっている。

②四日市公害問題

（四日市再生「公害市民塾」澤井余志郎氏『四日市公害学習案内
ガイドブックNo. 1 四日市公害ぜんそく』1999参照）

磯津は四日市の南東に位置しており、先祖代々、漁業を中心に生計を営む漁師町である。『磯津』という地名は戸籍にはなく、四日市市大字塩浜何番地が正式な地番であるが、四日市公害は、海も空も、ここから発した激甚地であり、四日市公害の原点である。

1953年（昭和28年）頃から、工場排水に起因すると思われる異臭魚が出現し始め、1959年（昭和34年）頃からさらに顕著となった。

1963年（昭和38年）6月、工場の排水を何とかしてほしいと再三、企業に頼んでも聞き入れない。こうなれば実力で停めるしかないと、磯津の漁師たちが排水口を実力封鎖するという《漁民一揆》を起こした。そうした騒ぎがあつてはじめて知事が現地へきて、くさい魚の試食会をやったが、結局排水口はそのまま、わずかな見舞金で片付けられてしまった。

1965年（昭和40年）頃から、磯津で水揚げされる魚は「くさい魚」として買い手もつかないありさまに加え、人間も変な咳をしたり、ぜいぜい発作が起こるなどの病気に見舞われる人の数が増え始めた。

公害患者が増える一方なのに、患者救済や公害発生源対策が進まず、おまけに、新たな公害発生源となる第3コンビナート誘致のため、霞ヶ浦の埋め立てを市議会が決めるなど、開発優先の政策が推し進められた。

1967年（昭和42年）9月、磯津地区に住み、県立塩浜病院に入院中の公害患者9名が、隣接する第1コンビナート6社を相手どって公害訴訟（裁判）を提起した。津地方裁判所四日市支部で審理が行われ、5年目の1972年（昭和47年）7月、患者側「勝訴判決」が下された。

当時の市長は四日市に石油化学コンビナートを誘致し、「工業を発展させるためには多少の犠牲はやむを得ない。」と発言し、企業も患者らの訴えに耳をかさない状態をとっていたことから、公害発生より長期間にわたって多くの犠牲者を出し、勝訴に至るまでに時間を要した。

裁判後、各企業は公害を二度と起こさないための努力と研究を続けた。現在では四日市のコンビナート各社の公害防止設備は世界でも最高水準を誇り、各国から多くの人々が四日市の公害防止技術を学ぼうとやってくるまでになった。

現在でも500人以上の人々が公害病認定患者として生活しており、補償を受けているが、1988年からは公害病認定患者認定制度（“公害病”と認められた患者の治療費を負担する制度）がなくなり、新しく認定患者と認められることはなくなった。そのため、症状が出ても補償を受けられない人もいる。

③公害問題の中に見えてくる人権問題

公害発生から裁判勝訴に至るまでには、ぜんそくの症状以外にも、さらなる公害病患者やその家族たちの苦しみがあった。発作で夜中苦しみ、朝方になってやっと眠りについた子どもが登校できないことに対して「ズル休みだ。」と陰口を言われることがあったり、「公害病の子と遊んだらあかん。うつるよ。」と言ってやって来た母親が、自分の子どもの手を引いて帰っていったこともあったという。

また、周囲の目を恐れて病気であることを隠していた公害病患者やその家族たちがいたことや、支援者がなかなか増えず、公害反対運動が広がるまでに長い時間を要したこと、また何より、裁判をしなければならないほどの公害や、患者の苦悩があったことなど、公害病患者の生活の実態やその気持ちを知ろうともせずに「公害」を遠ざけていた周囲の視線が、様々な記録の中からうかがえる。

町に降る煤煙によって汚された畳や洗濯物、広がるぜんそく、農作物や海産物の被

害、次々とする病死者・自殺者、患者や反対運動に向けられた冷たい視線、立ち退きを余儀なくされた町、素顔を隠して反公害運動に参加した工場の労働者…。工業により大きな発展を遂げたこの四日市であるが、一人ひとりの人間や自然が大切にされ、共にこれからも生きていく為に、過去の教訓として決して忘れてはならないものが四日市公害問題の中から見えてくる。

④四日市公害の語り部

《野田之一さん》

磯津にすむ漁師で、四日市公害裁判原告患者9名のひとりである。公害がひどかった頃、ぜんそくの発作が起こりやすい夜は当時の塩浜病院（現在は塩浜健康増進センター）の空気清浄室で過ごした。医者には反対したが、生活の為、病院から直接港に向かい漁に出るという生活を送っていた。

裁判を起こすにあたっては、反対する人々が多く、親類・縁者にすら「縁切りや」と言われた。「企業は町にお金を落としてくれる」「裁判には大金がかかる」そして「大きな企業相手に勝てるはずがない」といった考え方が周囲では強かったという。

そんな中、裁判を起こした野田さんたちは、その費用を作るために、東京をはじめ各地でカンパを募りに歩いた。しかし四日市ではカンパに協力してくれる人は少なく、むしろ旅行者などの方が多くの協力をしてくれたそうである。コンビナートに抵抗する人々を、地元の人々は快く思わなかったのであろう。

「四日市公害裁判以前に、もし、みなさん方みたいに関心のある人が四日市におったら、こんな大きな裁判にならんだかもわからんし、こんな都市にならんだかもわからんわな。」…記録に残っている様々な野田さんの言葉からは、四日市公害問題は当事者だけの問題でなく、周囲の意識の問題でもあることがわかる。

また野田さんは、裁判に勝った時にこうコメントしている。「裁判には勝ちました。しかし、これで公害がなくなったわけではありません。公害がなくなった時に、『ありがとうございます』と挨拶をさせてもらいます。今日のところは、裁判の応援をありがとうございますという挨拶にとどめます。」…野田さんをはじめとする原告団やその支援者たちは、裁判に勝つことだけが目的ではなく、公害をなくすために裁判という方法を取り、闘ったのである。

勝訴から32年が経った今、公害は次第に忘れ去られようとしている。現在野田さんは、漁師を続けながら「語り部ボランティア」として自分の公害体験を子どもたちに語り継ぐ活動をしている。

《澤井余志郎さん》

野田さんが今日において、語り部として人前で話をするようになるまでには、30年以上にわたって公害を記録し続けてきた支援者・澤井余志郎さんたちの存在が大きな支えになっていた。

現在も四日市公害問題について記録する活動をしている澤井さん。くさい魚で漁ができない、ぜんそくになって働けない、そんな人々の思いや生活のありようを聞き取り、ガリ版文集にまとめて発行し続けてきた。共に反公害運動に取り組んできた仲間や、患者さんとのそうしたつながりは今でも続いており、定期的な勉強会（四日市再生「公害市民塾」）も開いている。

（澤井余志郎氏『“助っ人”と“黒衣”の反公害』1996より抜粋）

公害に反対する。公害を防止させる。その運動の主体は地域住民と公害患者でなければならないと思った。地域住民と公害患者こそ被害の実態を身をもって知り、大言する生き証人であり、工場側もそうした人たちを無視しての操業は続けられないからである。しかしそうはいっても、一人ひとりの市民はその日の生活に追われたり、幾重にも絡むしがらみを背負う地域住民にとって、反公害運動に明け暮れる余裕はない。また、公害患者は病人であり弱気になったりで、諦めがちにもなる。「公害反対！」「公害なくせ！」って、こぶしを挙げたりしているだけではだめだ、というわけである。公害患者のナマの苦しみや、くさい魚で漁にいけない漁師、悪臭や煤煙などで生活を脅かされる地域住民。そうした地域住民の地平で、反公害を進めなければならないことを知った。

公害を記録する。患者や漁師の話を聞く。そのテープを起こしてガリ版文集として出す…。こうしたことは一人ででもできる。一人でやっても、記録された被害者たちの生活と意見は読まれる。読まれ、知られることによって、少なくとも反公害にとって10人以上の力になるだろうと思ったし、助力になると思った。

（『四日市公害学習資料“四日市公害と人権～忘れないように～”』2004より）

～小中学生のみなさんへ～

公害のことを伝えるには、まず公害の事実や実態を知ることから始めよう、苦しんでいる被害者や住民のありようを知ることから始めようと思いました。そして、「ありのまま書く、話し合う、行動する。」ということを心がけて公害を記録し、運動に活かしてきました。

人と話をする時には、心が通い合う人間関係ができてはじめて、その人と本当の話ができます。そうして患者さんのお話をテープに録音し、話された言葉をそのまま聞き書きをし、ガリ版文集にしてきました。

くさい魚で苦しめられた漁師、ぜんそく発作で死ぬ思いをした（している）公害患者。洗濯物がすすで汚されたり、赤ん坊が乳を吐いたりして困った母親たち、

ついには命を落とした人たち…。こうした、公害に苦しんだ人々のうえに今があり、公害対策が進んだことを、しっかりとおぼえておかなければならないと思います。同じあやまちを二度とくりかえさないために。

⑤四日市における公害教育の現状

毎年、澤井さんや野田さんのところには、公害市民塾HPを見て興味を持った人や、学校関係者からの現地案内や社会見学等の依頼が殺到している。そしてその依頼をボランティアで一手に引き受けてくださっているという厳しい状況がある。中でも他市他県からの見学や問い合わせが多く、市内の小中学校からは少ない。このことから、それだけ外から見た四日市公害のイメージが強いにも関わらず、市内での公害教育が下火になっていることがうかがえる。

公害体験をナマの声で直接聞き取ることができるという学習は、本当に魅力的である。しかし今、語り部は他におらず、子どもたちが当時の話を直接聞き取るとは難しい。また子どもにとって学習しやすい資料が十分に揃っていない現状があり、そのことも市内の学校で取り組みをしにくい1つの原因になっている。

四日市には、市の環境学習センターと県の学習センターがある。どちらも四日市公害については今まで扱っていなかったが、2004年12月に市の環境学習センター内に「公害資料室」が開設されることになり、今後の活用方法について検討が進められている。

II 児童について

＝省略＝

III 指導について

①企業側、住民側それぞれの立場の人々がどう考え、どう行動したのかを知るために

公害発生からの推移を追って学習を進めていくことで、児童にとっては社会背景がイメージしやすく、公害問題を理解しやすくなると考える。まずは四日市公害問題についての調べ学習を行い、それぞれが調べたことを発表し合う中で今後の学習の流れを作り、子どもたちが持った疑問が全体の流れの中で解決されていくようにしたい。また、四日市公害学習資料「四日市公害と人権～忘れないように～」を軸に、写真集やVTR、患者や家族の作文、児童が調べ集めてきた資料などを使いながら学習をすすめていきたい。

②患者や支援者たちの生き方や考え方、願いにせまるために

「なぜこんなに苦しい思いをしなければならないのか。」「我が子の苦しむ姿をこれ以上見るに耐えない。」…患者や家族のそんな思いがわかる作文を読んだり、ぜんそく発作の様子や、その体験談、煤煙でけむる町の様子などの映像（VTR）を見せていくことで、

ぜんそくの苦しさや、病気で働けないことによる生活苦、また周囲の偏見といった、患者にとっては二重三重の苦しみがあり、それらを解決するために裁判という方法を取り、人々が団結していったことに気付かせていきたい。

また、ぜんそくの症状や患者の思いをより身近に感じさせる方法として、給食用のストローを加えて呼吸をしたり、軽い運動をする経験（ストロー体験）をさせたい。そうすることで、ぜんそくの苦しさはもちろん、「息をする」という当たり前の権利が保障されない生活、そして「この苦しみがいつまで続くのか…」という患者の抱える不安や絶望感を体感させたい。

さらに、野田さんをはじめとする原告患者たちやその家族、そして“助っ人”“黒衣”を流儀とし、30年以上にわたって四日市公害問題を記録・支援し続けている澤井さんの生き方に目を向けさせることで、自分たちの生活や人権を守るためには「声をあげていく（行動する）」ことがとても重要であることに気づかせていきたい。そして、周囲にいる一人ひとりが身の回りの問題を自分のこととして捉え、それに対して自分なりに精一杯取り組む、そんな一人ひとりの踏み出す一步が大きな公害反対運動につながっていったことに気付かせたい。

③目の前にある事実を見つめ、自分を見つめながら、よりよい方向に物事を考えられる力を養うために

単元の導入にあたっては、コンビナートが四日市を大きく発展させたという事実と、自分たちの生活と石油製品との切っても切れない関係について、社会科の学習と関連付けて考えさせるところから学習を始める。また、公害病患者の治療のために必要であった酸素ボンベや、その他の医療器具も石油なしでは作れないこと、患者は当然として企業側にもいたこと、被告企業で働く労働者が素顔を隠して公害反対を訴える運動をしていたことなどにも気付かせながら学習を展開していく。そうすることで、公害に対する怒りの気持ちを持ちながらも、常に自分たちのくらしを振り返りながら、周囲にいる人間の立場やその思いを踏まえた上でよりよい方向に物事を考えられる力をつけていきたい。

また、裁判の内容を学習するにあたっては「訴訟問題」というものを理解しやすいよう、原告側・被告側それぞれの意見を調べ、裁判を再現する形で意見を出し合う「模擬裁判」を体験させたい。全員に原告側・被告側の両方の立場を交互に体験させることで、それぞれの立場を体験し、理解することができると考える。

以上のような一連の活動を通して、話し合いで物事を進めたり、誰もが安心してくらす社会を創っていく上で最も大切にされなければならないのは、やはりそこにいる人間一人ひとりに他ならないということに気づかせていきたい。

さらに、「もし裁判がなければどうなっていたらだろうか」ということを考えさせることで、被害者が声を上げなければ変わっていかない構造が、世の中にも、そして自分たちの周りにもまだまだあることに気づかせ、それを解消する為に自分は何をすればよいのかと

いうことを考えさせたい。「そんなきまりは無いからいい…」「この程度なら大丈夫…」
「みんなもやっているから…」「先生が見ていないから…」などといった、自分たちの中
にあるそんな自己中心的な考え方や心の弱さに気づき、周りの人間や自然に対してひどい
仕打ちをしていることはないだろうか、どんな関わり方ができているだろうかと、自分を
見つめ直していける姿を期待したい。

5. 指導計画（全20時間＋社会見学）

『四日市公害と人権～忘れないように～』

- | | | |
|-----|--|-----|
| I | コンビナートと私たちの生活のつながり | 2時間 |
| | ・ 身の周りにある石油製品（1） | |
| | ・ コンビナートについて（1） | |
| II | 四日市公害って何だろう？ | 3時間 |
| | ・ 四日市公害について調べる（2） | |
| | ・ 調べたことを発表し合う（1） | |
| III | 四日市公害がもたらしたもの | 2時間 |
| | ・ ぜんそくと、その他の被害（2） | |
| IV | 四日市公害裁判 | 5時間 |
| | ・ 患者の生活とその苦悩（1） | |
| | ・ 一方であった周囲の偏見（1） | |
| | ・ 支援者、澤井余志郎さんの姿から（1） | |
| | ・ 反対運動の広がり（2）※本時1/2 | |
| V | 裁判判決から | 5時間 |
| | ・ それぞれの主張内容（1） | |
| | ・ 「模擬裁判」体験（3） | |
| | ・ 判決の成果とその後（1） | |
| VI | 裁判の教訓を生かして | 2時間 |
| | ・ 社会見学～コンビナートの公害防止設備と、空と海上からの四日市臨海部見学～ | |
| | ・ 澤井さん野田さんからのメッセージを胸に…（2） | |
| VII | 自分たちの生活を振り返ろう | 1時間 |
| | ・ 自分たちの生活を振り返ろう（1） | |

6. 本時の指導

I 本時の目標

- ・ 被告企業の労働者という立場にありながらも、反公害運動に自分なりの方法で関わった人々の気持ちを理解することができる。

Ⅱ 指導過程

学 習 内 容	指 導 上 の 留 意 点
1. 学級通信を読み合い、前時の復習をする。 2. A、Bそれぞれの写真に写っている人が、何をしているのかについて考える。 A…ビラ配りをする労働者 B…頭に紙袋をかぶってビラ配りをする労働者 3. A、Bそれぞれの人が、どのような気持ちでその行動をとっているのかについて考えを出し合う。	・ 共感するところに線を引しながら、前時の学習で友だちがどのような感想を持ったのかを読み合えるようにする。 ・ 先にAの写真を見せることで、公害をなくすための運動の一つとして、「ビラ配り」という方法があったことをまずは確認させたい。 ・ 次にBの写真を見せることで、同じビラ配りをするのになぜ紙袋をかぶっているのかという疑問を持たせたい。「顔を隠している」という考え以外にも、「パフォーマンスとして…」「恥かしいから…」などの意見も予想される。多様な考えを拾い上げたいので、Bについては自分の考えを書かせた上で発表させたい。 ・ Bの人は「顔を隠している」ということ、またABどちらの写真も、被告企業の労働者が訴訟支援を呼びかける運動をしている写真であることを確認した上で、A Bそれぞれの人の気持ちを考えさせたい。 ・ それぞれ自分の考えを書いてから発表させる。 ・ Bの「素顔を隠さざるを得ない状況」については、Bの人を自分の家族に置き換えるなど、必要に応じて子どもたちの身近にある話題を例に出しながらその気持ちを推察させる。

明日のために

その40

2004・11・22

よっかいちこうがい じんけん

こうがいはんたいいうんどう ひろ

四日市公害と人権 ～公害反対運動の広がり①～

☆ 公害反対運動に参加した被告企業労働者
たちの気持ちを考えよう。

B かみぶくろ すがお かく
紙袋で素顔を隠して
チラシ配りをする人

A すがお くぼ ひと
素顔でチラシ配りをする人



「公害は自分の会社のせいだから」と思
ってチラシを配っている。コンビナートで
働いていても、心の中では「公害はすご
いや。」と思っていると思う。

このことで会社をくびにされたら家族を
やしなっていけないと思っていると思う。

コンビナートの人で、ぜんそくになっ
て、これ以上ぜんそくの人を増やすのが
いやだからチラシを配っていたんだと思
う。

会社側の人だとわかると、「会社がたた
かっているんだから会社側でたたかえ。」と
言われるのでかぶっていると思う。

会社を辞めてでも公害をなくしたいと思
っていると思う。

自分の家族が公害病になったから、その気
持ちがわかってきたんだと思う。

みんなに見てほしい、伝えたいからだ
と思う。

何を言われても、ぜんそくにかかった人のことを考えると、自分はどうなってもいいという気持ちがあるからだと思う。

ばれてもいい、おこられてもいいと思ってやったと思う。

会社側の人だけど、自分たちが公害を出しているのだから、と思ってやっていると思う。

この人は、クビになってもいいからと思って、会社側に見せつけているんだと思う。

家族や自分がぜんそくになっている。だけど自分は会社で働いていたから自分たちが悪いと思っている。うらぎり者になるし、会社の人にも生活がかかっているから、袋をかぶっていると思う。

会社の人たちにばれたら、おこられると思って顔をかくしていると思う。

かぶり物で目立つようにして、人が見ただけでこのようなことをしているとわかるようにしていると思う。

会社の人にばれたら会社を辞めさせられるかもしれない、でも公害をなくす活動をしたと思っていると思う。

Aの人もBの人も、苦しんでいる四日市の市民を助けたいと思っているからこういう活動をしているんだと思う。

コンビナート側の人だけど、「公害をなくしたい」という気持ちはいっしょだと思う。

Aの人もBの人も、裁判中であって公害の原因をまだ認めていなかった会社側の立場の人でした。しかし「公害をなくしたい」という気持ちは同じだったのですね。Aの人は、会社側の立場にありながらも「四日市公害と戦う市民兵の会」の一員としても活動していた人でした。Bの人も、「会社側だからと言って、患者の気持ちになって行動できる人がいないのはおかしい。苦しんでいる患者さんたちがいるのに、じっとはしてられない。」という気持ちで行動していた人でした。

この日も澤井さんがBの人に対して、「あなたの気持ちもわかるが、あなたの立場が悪くなるのが心配だから、やめておきなさい。運動の方法は他にだってあるんだから…」ということを伝えに行ったのですが、Bの人は「なんとしてもやる。」と言ってやめなかったそうです。そんな様子を見ながら撮影した写真なのでした。

しかし残念なことに、素顔で活動したAの女性は、後にこのことが原因で工場をかえられてしまいます。そんな事実も知ったみんなの感想は… (次号に続く)

明日のために

その41

2004・11・22

四日市公害と人権 ～公害反対運動の広がり②～

はじめ、2枚の写真を見て、反対運動しているのは、家族が公害病にかかっている人だと思った。でも先生に「コンビナートの会社の人」だと言われてすごくびっくりした。

Aの人は堂々とチラシ配りをしていたのに、工場をかえられた。おかしいし、かわいそうだと思う。Bの人は顔をかくしていたけど、協力していることには変わらないんだから、どちらも正しい行動をした人だと思う。

Aの人は、正しいことをしたのに、なんで工場をかえられたのだろう。それにBの人も同じことをしたのに、なぜAの人だけ罰を受けなければならないのだろう。それに、それを見た会社はなぜ、「公害に反対している人が会社からも出るほど嫌がられている。」と思わなかったのだろう。Aの人もBの人も、クビになるかもしれないのをわかっていて、勇気を出して公害をなくそうとがんばったのですごいと思いました。

私はAの人は悪くないと思う。でも、もし私の仲間が急に相手の方に行ったら私はうれしいとは言えない。でも、もし私たちの会社が公害を出して、社員がチラシ配りをしていたら、私は社員をとばさない。私たちが出しているんだから、とばしても意味がないと思う。

会社のみんなも、公害をなくしたいと絶対思っていると思う。公害をなくしたいと思っているのはみんな。私はこの勉強をして、「ぜんそくにかかっていないから。」とか「塩浜の人じゃないから。」とか言っていられなくなった。同じ市民だから。

Aの人が工場を変わらされたのが残酷だなあと 생각합니다。AとBの人は正しいことをやっていたのに、なぜ工場を変わらされたのかがすごく疑問に思いました。きっとAの人はどんなことにもくじけずにがんばれる人なんだなあと 思いました。Bの人の気持ちもよくわかります。もしクビになって家族をやしなっていけない場合のことを考えるのも一つだと思います。前の授業のことも合わせて考えると、Aの人もBの人も、自分の今できることは何かということを考え、動くというのはすばらしいことだと思います。

写真を見せてもらったときは、「何しているのかなあ。」と思った。でも、その後みんなの意見を聞いたら、コンビナート側の人が紙袋をかぶっていることがわかった。

AやBの人は、運動している時は「みんな（患者さん以外人）、協力して！」という気持ちだったんだと思う。「反対運動参加することは悪いかもしれないけど、公害病で苦しんでいる人たちがいるんだから公害病をなくしたい。」「協力したい。」という気持ちでしていたんだと思った。

Aの人は素顔でやっていたから配転させられた。Aの人もBの人も同じ気持ちで行動しているのに、おかしい。会社側の人は、自分たち（A B 2人を含む）が出した公害なのに、反公害の運動をしている人に対して「裏切られた」と思っている。会社の人が「自分のところは公害を出していない。」と言っているのに、自分の会社の社員が反公害の活動をしていると、「自分の会社が公害を出している。」と言っているようなものだと思う人がいたと思う。顔がわかるとどこの会社の人かわかる人もいると思う。Aの人やBの人は、会社の人だけど勇気を出して反公害の運動をやったからすごい。

A、Bの人は正しいことをやっているのに、Aの人だけ工場を配転させられたなんてイヤだと思う。みんなのためにやったのに、ぜんそくなどで苦しむ人のためにやったのに、みんなにわかってほしいからやったのに、みんなで公害をなくしたいからやったのに…A、Bの人はいっしょの気持ちだと思う。

ぜんそくの人たちが出てきたのは、コンビナートのせいだとわかっていただろうから、コンビナートの人にそんなチラシ配り（公害をなくそうというチラシ）なんかしてほしくなかったのかなあと思う。

もしクビになったら家族をやしなっていけないのに、コンビナートの人が顔をかくしてまで公害反対運動に参加して、すごいなあと思った。

もし私が会社で働いていて、チラシ配りをしていてバレた時、たとえ社長さんに「辞めなくていい。」とか言われても、同じ会社で働いている人たちに変な目で見られそうだと思う。

私は、Aの人やBの人みたいな行動はできないと思う。だからほかの方法で公害反対運動に参加すると思う。例えば、朝早くに一軒一軒家にチラシを配っていく。誰も起きていないうちに玄関の前に袋に紙を入れて重りをのせておく。そうしたらたぶん誰にも見られずに公害反対運動に参加できると思う。そして公害のことをもっとみんなに知ってもらえると思う。

とった方法はそれぞれちがうけれど、自分の置かれた状況の中で精一杯の行動をしたAやBのような人々。その姿を忘れてはならないなあ、写真を見ながら僕も思いました。

四日市市公害と人権

海蔵小学校 古市 晶子

はじめに

海蔵地区から一部分ではあるが霞ヶ浦のコンビナートが見える。また、3年生のとき社会見学で四日市港ポートビルから霞ヶ浦のコンビナートを見て海岸沿いにコンビナート広がっていることを知っている。しかし、コンビナートが自分たちの生活と深く結びついていることにほとんどの子が気づいていない。「四日市公害があったということを知っている人」と尋ねたときも「知っている」「聞いたような気がする」を含めて学級の約半数であった。私自身、四日市公害を社会の教科書や資料集の範囲でしか教えた事がなかった。一昨年、初めて「四日市公害と人権」という資料を見て、ぜんそくや公害に立ち向かった人たちだけでなく偏見や差別で苦しむ人たちがいた事を知り、胸が熱くなった。さらに資料を検討して本になると聞いて、これを使って授業をしようと考えた。

目標

- 今から約40年前四日市公害が起こった原因を知り、四日市喘息に苦しんでいる人々の思いに気づくことができる。
- 四日市公害裁判について知り、公害裁判の結果、市民・工場・国・県・市などが二度と公害を起こさないように努力している事を知る。
- 当時の様子や人々の思いを知り、それを書いたり発表したりすることができる。

学習計画（10時間）

- 1 コンビナートと私たちの暮らし①
- 2 四日市公害がおこったわけ①
- 3 四日市ぜんそくについて①
- 4 磯津漁民一揆と四日市公害裁判を起こそうと決心したわけ①
- 5 まわりの様子②
- 6 学校での様子②
- 7 四日市公害裁判の結果とその後の四日市市①
- 8 「変わりゆく海とともに」のビデオを見て感想を書く①

実践から

コンビナートで作っている石油化学製品が自分たちの今の便利な生活に欠かせないものであることに気づき、「ぼくらの教室のほとんどのものが石油製品でできているなんて知らなかった」という驚きをもった。コンビナートができるまでの四日市港の白地図を黒板にはり、海蔵小学校の位置を記した。そこに、第1コンビナートを貼り付け、塩浜地区が近いこと、鈴鹿川の向かいに漁で生活している磯津の町があることを確認した。学習が進むにつれて白地図に第2・第3コンビナートを付け加えていった。

まず約40年前のコンビナートの写真を見せた。「けむりではっきり見えない。どんよりしている」「暗い感じがする」「晴れているのか曇っているのかわからないくらい暗い」というのが感想だった。現在のコンビナートの写真を並べて見せると「えっ、これが同じコンビナート」「信じられん。」「今ははっきり見えるしきれいや。」「けむりで空も空気も汚れてしまったんや。」という声があがった。「これが四日市公害の姿です。これからこの四日市公害について学習していきます。」この言葉に子どもたちは、「なんでこんなに空が汚くなったの。」「40年位前はこんな所でみんな暮らしていたの。」など四日市公害についてもっと知りたいという気持ちが出てきた。

四日市公害裁判を起こそうと決心したわけ

公害裁判を起こそうとしたわけについて、野田之一さんのお話をもとに考えさせた。(資料1) 子どもたちは、「ぜんそく患者が増え続け、ついに自殺する人が出てきた。」「工場に訴えに行っても『うちじゃない』『うちじゃない』と人事みたいにしていて頭にきた。」「行政に頼みにいっても工場と同じで『俺はしらん』と人事にしている。」「澤井さんとか善良な人に『法律があるから法律に照らし合わせてみなさい』と教えてもらって裁判できることを知った。」などの答えが出た。その中で、第一コンビナートができて、公害患者も出ているのを知っているはずなのにどうして第二コンビナートをつくるのか不思議や、ぜんそく患者が増えているのに「うちじゃない」というのも責任逃れやという子どもたちの思いが出てきた。その後「早くきれいな空気を」という瀬尾喜代子さんの作文を読んで感想を書き、出し合った。「原因がけむりで苦しんでいる人がこんなにいるのに県はほっとくの？無責任すぎるよ。喜代子さんはやりたいことがいっぱいあったと思うのにやめて世話するって悲しすぎると思った。」「・・・公害ぜんそくは、病気にかかった人だけでなく他の人もつらい思いをしなければならぬなどコンビナートができただけで、すごい数の人が不幸になったのだなと思いました。」など自分のこととして考えられる子どももいたが、「・・・喜代子さんのお母さんはぜんそくにかかって苦しくてかわいそう」「・・・ぜんそくにかかったお母さんや喜代子さん、妹、弟がかわいそだと思う」という感想が多かった。

まわりの様子

まわりの様子についてのプリントを一人ずつ声を出して読ませた。(資料2) 読み終えた後で「えー」「おかしい」という声が聞こえた。そこで、「今からプリントを読んでおかしいなと思うところに線を引きなさい。どうしてそう思うのかわけも言えるようにしてください。」と指示した。その後の話し合いでは、「『裁判に勝てっこない』と言うけどやってみなきゃわからないし、このままでは公害患者はどんどん増えていく。裁判しかもう方法はないんだからやらなきゃいけないと思う。」とか「『公害は終わった』というのはおかしい。自分の家族に公害患者がいて、その人が死んだら公害は終わりとはいえない。死んだときはすごく悔し

くて悲しいと思う。その悔しくて悲しい気持ちを二度と誰も味あわないように公害活動をしていくべきだと思う。」などの意見が出た。その中で「先生、長引く裁判を横目に新しい第3コンビナートの建設は進められましたって書いてあるけど何でなん。」「公害が広がったのわかっただけなのに工場で働いている人は知らんだんやろか。」「それはないと思う。」子どもたちの中に疑問が出た。

そこで、公害反対運動で立ち上がった人たちがたくさんいたことを知らせるために、『公害反対運動の広がり』のプリントを渡した。(資料3)運動会で公害をとりあげた事や工場で働く労働者も反対運動をしていることに子どもたちは驚いた。また、「素顔でビラ配りをして反対運動をしている人を配転するなんて工場はまちがってる。」「コンビナートで働いている人もつらいんだな。」という意見が出た。

四日市公害の学習が進むにつれて子どもたちの中でコンビナートがなければ公害は起こらなかったという思いが強くて出てきた。そこで、「コンビナートがなかったらよかったかな。」という投げかけをした。「最初は四日市市民も喜んで迎えたけど、公害が起こってやっぱりコンビナートはいらないと思ったと思う。」「コンビナートが亜硫酸ガスを出しているからコンビナートがなかったらぜんそくで苦しんだり死ぬ人もなくなると思う。」という意見のなかで、「お母さんにコンビナートはいらんとすると言ったら、お母さんが『コンビナートがなかったら生活できやん』と言うとった。」「どうして。」「『ぼくらの生活でつかつとるものはほとんどコンビナートでつくつとるものや』と言うとった。」「そうやった。」「前勉強したんやった。」(やっと1時間目に学習した『コンビナートって何』という学習と結びついたのだ)コンビナートは必要だけれど、公害は許せない。子どもたちの中でもやもやしたものが残った。「亜硫酸ガスがでない工場はできやんの」「けむりをださんだらええ」「先生、公害裁判の結果はどうなったの」「絶対勝ってほしい」という思いへと変わっていった。

学校での様子

『学校では・・・』をこの単元でどうしても入れたかったのは、子どもたちの社会科での学習の様子を見ていて四日市公害を公害の様子や公害裁判の経過だけに終わらせたくないなという思いがあった。40年ほど前は、四日市公害に対して十分な知識もなく、どう対処していいのかわからない状態の中で偏見や差別を生んでいったと考えられる。その事を学習することで、子どもたちに自分の生活と重ね合わせて考えさせ、自分の周りにある差別や偏見を見抜く目、それに立ち向かおうとする力を少しでもつけていきたいなと思ったからである。

公害病はうつる～小1の子どもが公害病患者の父親の話～(資料4)

プリントを渡し、思った事を書かせてから発表させた。最初は、「公害病は、好きでなったわけではないのにいじめられてかわいそう。」「友達と遊んでいたのが『遊んだらあかん、うつるよ』と言われて遊べなくなっちゃったかわいそう。」という意見がたくさん出た。話し合ってい

くうちに、「公害病になりたくなかったのになんで本人の前で『公害病の子と遊んだらうつるよ』って言えるのか。」「すごく嫌な気持ちができる。何であんな事が言えるのかと思う。差別だと思う。」「公害病のせいで友達がいなくなって私だったら絶対嫌だと思った。」とか「友達と遊べなくなってこの子はさびしいと思う。」「自分だったらすごく嫌だから、公害で遊べない子がいたらその子を一人にしないように考えると思う。」など自分のこととして考えた意見も出てきた。

H子が、「もしかして、このお母さん喘息がうつらないと知らなくてうつると思い込んでいたのかもしれん」とつぶやいた。「ぼくも今は社会で勉強して知ってるけど、40年ぐらい前は知らなかったと思う。」当時は何もわからずに公害病にかかったら治らないし、公害病を怖がっていたのではないかというこの考えに一瞬そうかもしれないなという揺らぎが子どもたちの顔にみられた。「でも、言われたらいややで。」「やっぱりお母さんは差別しとるんや。」「べつに公害病の子と遊んでもいいじゃないの。」公害病であろうとなかろうとお母さんの態度はおかしいという反論で「やっぱり『遊んだらあかん』という言葉はおかしい」ということが子どもたちの結論になった。

「ずる休み」といわれて～澤井余志郎さんの記録から～を1時間学習した。

学習した後の感想・・・「さ津子ちゃんのように苦しんでいる人もいてそういう人を助ける人もいれば「うつるよ」とか「ずる休み」という人もいる。このことは、公害病とかの病気だけでなくいろんな事にも当てはまると思う。そのことを考える事はすごく大事な事だし重要な事だと思う。・・・」「・・・夜中の発作のひどさを写真をとって証明してごかいをときたいと思うくらいお母さんもつらかったと思う。さ津子ちゃんもお母さんも『ずる休み』と決めつけられてほんとうにつらかったと思う。」

四日市公害裁判の結果とその後の四日市市

「今日は四日市公害裁判の判決をします。」子どもたちは、じっと私を見つめていた。「判決。『原告患者勝訴』」と言うと、「わー」「やっぱり」という声と「勝訴ってなに？」という声が交錯した。板書すると、子どもたちは「よかったな」「瀬尾喜代子さんのお母さんも生きてたら喜んだのに」とつぶやきながらもほっとしたようだった。

裁判の成果とその後の四日市市のプリントを配り、工場、市民、国、県、市がしている事を読みあつた。また、市のコンビナート各社の公害設備が世界の水準を誇っていることや公害防止技術を学ぼうとやってくる人がいる事を知り「四日市が世界の最高水準なんてすごいなあ」「四日市は変わったんや」という感想が出た。最後に「四日市公害は終わったと思いますか。」という発問をした。ほとんどの子どもたちが「まだだと思う。」と答えた。「どうして。」と尋ねると「まだ喘息で苦しんでいる人がいる。」と答える児童が多かった。中には「公害裁判で勝って工場が亜硫酸ガスを出さなくなったけど、油断したらもしかして同じよ

うな事が起こるかもしれない。」という考えの子どもがいた。

「変わりゆく海とともに」のビデオを見せた。四日市公害裁判を起こした野田之一さんは学習の中で、何度も名前がでてきて子どもたちもどんな人かな、今も元気になっているのかなと知りたがっていたからである。ビデオを見た後、野田さんに会いたいなあという子どもがたくさんいた。ビデオを見た後『野田さんへのメッセージ』という題で感想を書かせた。

『野田さんへのメッセージ』

○私は四日市公害を勉強するまで、コンビナートはふつうの建物だと思っていたけれど、勉強してコンビナートは亜硫酸ガスを出し、汚れた水をそのまま海に流すなんてとてもいけないことをしたんだなあと思いました。野田さんは、公害病患者になっても猟師を続けているなんてとてもすごいなあと思いました。裁判に一億円もお金がかかるのに勇気があって私だったらぜったいできません。でも、みんなのために、家族のために、四日市の自然のために裁判を起こして勝訴して本当によかったです。

○ぜんそくで苦しんでいるのにちゃんと漁を続けていられるなんてとてもすごいことだと思います。私なら苦しくてもうやめてしまうんじゃないかと思っています。そこまで「生きたい」と思っている野田さんをすごくそんけいします。このまま小学生のみんなに公害のことなど教えていってほしいです。けっして人事と思ってほしくないからです。

○今でも四日市公害は続いていて、公害で今も苦しんでいる人がいるんだなあと思いました。さいばんに勝っても、野田さんのように公害の発作が続いているから公害病は治らないのかなあと思いました。公害のもののけむりはまだ少し残っているから公害はまだ終わっていないんだと思います。

○今頃公害がなかったらもっとしあわせにらせていたと思う。コンビナートはみんながきたいしたのにガスのせいで四日市ぜんそくになり、海もよごして最悪ですね。ぼくもこういときだと漁民一揆をします。裁判で勝ってぼくはよかったなあと思いました。これからも長生きしてください。

○野田さんが記録されたことをビデオで見て、野田さんの苦しめられた猟師生活、ぜんそくの発作で死ぬような思いをしたことなどがすごくよくわかりました。公害病というおそろしい病気は二度とあってはいけないことだと思います。もし、私が公害病になり、ありゅうさんガスで苦しめられたら工場をこわしたかったと思います。空は灰色。どんよりとにごったその中でまだまだ続けてでるけむりと聞いて、今このようにきれいな空気をすることができ、とても野田さんたちがものすごいことをしたんだなあと思います。私ならこんな勇敢なことができたかなあと思います。そして、最後にまだまだ公害病は治らなくてつらいことだと思います。でも、さいばんに勝って野田さんもきつうれしかったと思います。そして、野田さんたちのおかげで私たちが今を生きられていると思いました。

成果と課題

- 四日市公害の学習を始めたころは、昔あったことと自分たちと関わっているという思いがほとんど見られなかった。しかし、学習を進めていくうちに、自分だったらどうするか、自分の家族や友達が公害病にかかったらどんな思いがするかなど少しずつ考えられるようになった。また、今きれいな空気が吸えるのは長い間野田さんたちが差別や偏見に負けずに公害裁判を続けてくれたおかげだという、40年前の出来事と今の自分の生活と結びつけて考えることもできた。
- 周りの様子や学校での出来事などを学習するなかで偏見や差別があったことに気づいたり、自分の生活と結びつけて話し合ったりすることができた。
- 子どもたちが親や祖父母と公害について話をしたり、学校で話の内容を紹介したりしてくれるようになった。
- ほとんどの子が「公害は終わったとはいえない」と考えている。『けっして、人事と思っ
てほしくない』という思いをもっている子もでてきた。この思いを大切にしたい。
- 四日市公害を体験した人の話を聞くなど人との出会いを単元計画の中に組み込めたらもつ
と子どもたちの中に疑問や深まりが生まれたのではないかと思う。

終わりに

四日市公害の学習は、自分にとっても子どもたちと共に考えたり、悩んだりしながらの学びができてよかったと感じている。この学習を通して自分たちの住んでいる四日市に公害があったことや公害病で今でも苦しんでいる人たちがいることは絶対忘れてはならないと思った。四日市公害のことをもっと自分なりに勉強して子どもたちに何を伝えていかななくてはならないかを今後も考えていきたい。

四日市公害を記録してきて その中で解ったこと、思ったこと

記録しようと思ったきっかけは、磯津の漁師でぜんそくに侵された公害患者に、「公害反対をいうのやったら、苦しんどるところを、見て、知ってからにせい」と言われたことがあってである。

私は、コンビナート労組も加入している地区労（三泗地区労働組合協議会）の事務所に勤めていた。労組は、会社が大きくなり利益が上がれば賃元も上がるとしていた。公害反対に神経をとがらしていた。そうした労組の会費から給料をもらっていた。埋め立て、建設反対のビラをつくって配ったら、労組幹部に「辞めろ」とせまられた。（クビだといわれたのは3回あった）

「現場をしれ」、そのことと、「労組の意向」を念頭にして何ができるかを考えたときに思いついたのは、公害を記録することであった。

地区労に勤める前は、紡績工場で働きながら娘たちと、生活のありのままを見つめ綴り方に書き、仲間うちで話し合い、自分の考えをもち、行動しようと励んできたことを公害にも活かしていこうと、最初はペンネーム・公害を記録する会の名前で、ガリ版文集を作っていた。

公害患者にあって、ぜんそくの苦しみや思っていることなどを書いてほしいと、原稿用紙を渡し、しばらくしてからもらいに行った。生活は読み取れぬ観念的な述語に終始、生活のない内容で、自分自身の浅はかさを思い知った反省から、聞き書きをすることにした。そうはいっても、「どこの馬の骨かわからんものに話すことはない」「選挙に利用されるのはご免だ」と拒まれ、なんだかんだと理由をつけ足げく通い、どうやら選挙に利用しようとする人間ではないと垣根をはずしてくれた。

テープに録音し、磯津ことばそのままにテープおこしをやり、ガリ版文集にして持って行く。しばらくしていくと、「俺も結構良いことを言う」と感心していた。ガリ版であっても印刷されたものを読むとき、無意識に喋ったことを第三者の立場で確かめることになり、自分で自分に感心することになるわけである。

自分に感心する聞き書きは、「本当の公害を知る」ことになるわけで、公害反対運動にとって少なくとも10人力にはなるだろうと思ったし、なにより沢井という名前を出さないでやれる満足感があった。

くさい魚とぜんそくに苦しむ被害者の公害・生活記録は、公害裁判のなかで、原告患者側の準備書面でも用いられ、ガリ版文集・記録「公害」は証拠書類にもなった。

1972年7月24日、5年の歳月を経て、ぜんそく公害裁判は、原告患者側「勝訴判決」

で終わった。判決報告集会で原告患者を代表して野田之一さんは「裁判には勝ちましたが、これで公害がなくなるわけではないので、公害がなくなったときに、ありがたい挨拶をさせていただきます。」と言った。四日市の戦後＜判決後＞はこのあいさつをもって始まらなければならないのに、いったい何人がこの訴えを受け入れたか、残念ながら、ごく少数にとどまったし、脱落、転向、変節、反逆、無関心、が目立った。

野田さんたち公害ぜんそく患者は、有毒ガスを出さないでくれと工場へ頼みに行ったとき、どこの工場も「うちじゃない」「うちじゃない」と言い、行政も「どうしようもない」と対応、このままでは死ぬのを待つしかない、負けてもともと、あとは裁判しかない、生きるか死ぬかと追いつめられた末の決断だっただけに、「ぜんそくの発病原因は、工場の排出するばい煙」の判決で“おいらの言っていたことが証明された、これからは、大手をふって公害反対を言える。支援してくれたみなさんといっしょにがんばりましょう”と訴えたのに、運動は急速に消えていき、変わって、本当の公害をなくす運動を妨害する“公害をなくす”と称する動きもでた。その一つに、判決後の交渉で得た「立ち入り調査自由の誓約書」による公害防止の実態調査をさせまいとの動きである。

また、学者、政治家、労組幹部といったなかからも、被害者を裏切る反動がでるなど、困った事態も出たが、それらは一部の人にはしか知られず、多くの人たちには知られることなくきている。

公害には、加害と被害しかない。公害をなくしたい、二度と悲惨な公害を起こしてはいけないと思うなら、被害者を裏切ることは絶対にしてはならない。

公害判決15年の7月、日本弁護士連合会（日弁連）の公害・人権委員会が、経営者団体連合会（経団連）が政府に「公害病認定制度の廃止」を求めたことについて、公害現地の実情調査で磯津へ来られたとき、野田さんが沢井にこんなことを話し、返答にこまった。

「公害で名をあげた偉いさんで、今もわたらの味方になっている人っているのか。わたらは、偉いさんに利用されたけど、利用されたおかげで、ようになったこともあったが、今じゃ企業に利用され、わたらをいじめるようになった。いったいどうなっとんや・・・」

こうしたことは、このほかにも、数々ある。「二度と公害を起こしてはならない」そのことを保証するには、関心を持続することのほかに、学者、政治家といった偉い人のありようと、市民運動が問われることになる。

公害と公害四日市の動きを記録するなかで、一般には見えにくいものがよく見えたりするだけに、公害を克服するためには、ほってはおけないと思っている。

もくじ

1. 四の日の市と宿場町	6. 住民の動き
2. コンビナート建設 生活をつくる石油化学 公害を防ぐ	塩浜地区連合自治会の運動 四日市医師会の認定制度推進 市公害医療審査会の発足
3. コンビナートと公害	7. 公害病認定制度発足 中村溜次郎さんの話し 大谷未亡人の話し 谷田尚子ちゃんのこと
4. 死んだ海	
5. 公害ぜんそく 磯津の漁師、中村溜次郎さんの話 藤田一雄さんの話 野田之一さんの話 宮地一馬内科医師の話	8. 公害裁判とその後のこと 患者側勝訴判決 公健法の制定と認定制度の廃止 公害患者さんたちの今

名古屋から近鉄電車に乗り、東に伊勢湾、西に鈴鹿山脈を眺めつつ、30分ほど南下すると、左手の海岸地帯に、赤白だんらん模様の高い煙突と、球形、円形のタンクや、銀色のパイプ、プラント群が目に入る。

また、名古屋とは逆に、県庁所在地である津から近鉄電車で30分ほど北上すると、こちらは左右に石油化学コンビナートの工場群が目に入る。60年代から70年代には、目を閉じていても、石油化学特有の悪臭が鼻につき、着いたなとわかるほどであった。

そこが、日本で最初に作られた石油化学コンビナートの町であり、「公害ぜんそく発生の地」でもある、三重県第一の人口を持つ四日市市である。

1. 四の日の市と宿場町

四日市は、水のきれいな木曽、長良、揖斐の木曽三川が流れ込む内湾の伊勢の海と、御在所岳、鎌ヶ岳などの鈴鹿の山々に源を発する三滝川などから流れ出る土砂で形成された豊かな土地に恵まれている。その四日市は、千年ほど前から、農業、漁業を中心に発展してきた。

400年ほど前の元禄のころ、毎月、四の日の、4日、14日、24日に定期的に市がたつようになり、この市を「四日市」と呼び、四日市の名がここから生まれたといわれている。

そのころから、四日市は、徳川幕府直轄の天領となった。その後、東海道五十三次の宿駅となった。幕府が参勤交代の制度を設けてからは、東海道に沿う宿場町として、また、伊勢参宮の分岐点として旅人の往来もあり、商いの町としても栄えてきた。

250年前ほど、万古焼きが桑名で創り出され、その後、四日市に移り、次々に名工が生まれ、明治以後、業者が次第に増え、製品は全国各地で販売され、急須に代表される万古焼きの名声を得ている。

また、四日市出身の作家丹羽文雄が、「菜の花時まで」に、——朝早くから午後になっても、海山道参りの人々は、菜の花に埋まって歩いていた——と書いているように、菜種油の生産は、元禄の頃より「伊勢水」として有名である。

江戸末期、農家の副業として栄えた製糸業は、天然の良港を持ち、本州のほぼ中央部に位置する地理的条件も重なり、わが国に輸入される羊毛のほとんどは四日市港で陸揚げされ、明治以後、次々に紡績工場が作られ、全国有数の紡績工場地帯に発展した。

しかし、四日市の人々にとって不幸だったのは、こうした良好な条件に目をつけた日本海軍が、太平洋戦争突入に備え、日中戦争さなかの1939年（昭和14）に海軍燃料廠をつくったことだった。そして、1945年（昭和20）6月、米軍のB29爆撃機や戦闘機による空襲にあい、市街地も焼き尽くされ、わかっただけでも死者は800人余りを数える犠牲を強いた。

2. コンビナート建設

四日市の様子が大きく変わるのは、1958年（昭和33）に国政レベルでの争奪のすえ、海軍燃料廠跡地の払い下げを受けた、イギリスのシェル石油と提携している三菱系の昭和四日市石油が操業を開始したときからである。

第1コンビナート

1959年（昭和34）には、昭石から送られる粗製ガソリン・ナフサを分解して、コンビナート各工場に送るナフサセンターの三菱油化が作られた。油化を中心に、塩浜地区の臨海部と、河原田・日永地区などの内陸部に、三菱化成、三菱モンサント化成、日本合成ゴム、味の素、松下電工、三菱ガス化学などの工場がパイプで結び合わされて第一コンビナートが形成された。同時に、1955年（昭和30）から稼動していた中部電力三重火力発電所も、燃料を石炭から重油に切り替えていった。



こうした、1950年代後半に始まった「拠点開発方式」は、はじめは企業が主体となって地域開発をしてきたのを、「新産都市」たるべく各地の自治体が競い合った「全国総合開発計画」に基づく「新産業都市および工業整備特別地域政策」を1962年（昭和37）に国が採用していったわけで、四日市はいわば「拠点開発方式」のはしりだった。

それが、結果的には、悲劇の実験都市となるわけだが、この頃から大きなことはいいことだといわれていた。また、年数が経つにつれてコンビナートからの固定資産税などの税収が減るのを、次々と新しい工場を作り、プラントを増設することによって、一定の税収をはかっていくために、企業の大型化・利潤増大と、自治体の税収確保とが手を握り合った。

第2コンビナート

1961年（昭和36）には、市民の憩いの場であった午起（うまおこし）海岸を埋め立て、ここに、大協石油午起製油所、大協和石油化学、中部電力四日市火力発電所が建設された。1943年（昭和18）に作られた大協石油四日市製油所とあわせ、第2コンビナートとなった。午起海岸につくられていた市営住宅などに住む人々の反対をあざ笑うかのように、四日市市以外からも芸伎を動員、1963年（昭和38）に華々しく開所式を行った。

第3コンビナート

さらに、1967年（昭和42）、四日市市で最後に残された海岸で、遊園地も作ら

れている霞ヶ浦の海水浴場を埋め立て、ここに、新大協和石油化学をナフサセンターとする第3コンビナートを作る計画が立てられた。

このときは、第1、第2コンビナート周辺地区の被害を目のあたりにしている、富田、富洲原、羽津などの隣接地区や、公害に痛めつけられている人たちが反対し、市議会に押しかけた。

「工場がくれば、市は発展する」と単純に思い込んでいる市長や市議会の大多数議員は、こうした反対で立ち上がっている市民をいかにごまかすかに気を配った。そして、——コンビナート企業と自治体との間で公害防止協定を締結することとし、知事が立会人となるといった、協定さえあれば、たとえ公害が発生しても住民の納得のいく処置がとられる——という幻想をふりまいた。ついには、市議会において、誰が反対か賛成かわからぬまま、国会でのまねをしのぎの強行採決を「ワア」という声の中、数秒間で可決してしまった。



公害防止協定には、後日談がある。1972年（昭和47）に第3コンビナートは操業を開始、とたんに悪臭が発生した。たまりかねた富田地区の自治会役員が、協定を尊重して善処しろと九鬼喜久男市長にかけあった。その際市長は平然と「味噌屋の前をとおれば味噌の臭いがする。コンビナートができればコンビナートの臭いがするのは当たり前」と言っている。自治会役員は二の句がつけず、怒って席を立った。

協定というのは、誰が判断をして決めるのか？つまり、操業停止をかけられるのは住民が判断して決めることとなっていない以上、害あって利のないものということとを、このとき住民は思い知らされたが、後の祭であった。

第3コンビナート造成のための霞ヶ浦埋め立て強行採決の1967年（昭和42）は、四日市市制70周年にあたっており、カラー印刷の記念誌・市勢要覧特別号が8月に発行され、各戸に配布された。

それには、ひととききれいな扱いの【不夜城】百万ドルの夜景ともてはやされるコンビナートの夜の写真が掲げられ、讃辞が付されていた。

I. 市勢要覧特別号より―生活をつくる石油化学

「あなたは石油を食べ、石油をきて、石油の家に住んでいる」と言ったらきっと驚くだろう。しかし、これはウソでも、冗談でもない。わたし達のまわりは石油からつくられる製品でいっぱい。ポリプロピレン、ポリスチレン、ポリカーボネードなど、一般にはわかりにくいものばかりだが、これを加工すると、わたし達の着るものになり、食べるものになり、また、住まいの材料など日常生活のあらゆる物になるのだから、石油とはまさに近代産業の万能選手といえよう。

石油化学は四日市の代表産業であり、広大な地域につらなるコンビナートは、わが国最大の規模を誇っている。

昭和30年、塩浜の臨海部、旧海軍燃料廠跡に、まず昭和四日市石油が建設され、ついで、三菱グループによる石油化学工業の進出、その後も関連工場の建設が相次ぎ、互いにパイプで結び合った典型的な大企業集団が形成された。

さらに、午起の埋立地には、大協石油を中心とした第2コンビナートが完成。

ここに四日市の石油化学工業は、規模、生産量とも日本一の大コンビナートに成長したのである。

これら一連の工場から生産される石油化学製品は、年間、1813億円〔1966年（昭和41）〕に上り、本市工業総生産額の約63%を占めている。

そしてさらに新たなる発展のために、霞ヶ浦地先海面を埋め立て、そこに近代的な第3コンビナートを建設する計画も進められている。

華々しいコンビナート謳いあげの影で、ここにはひっそりと、公害についての記述も掲載されている。

II. 市勢要覧特別号より―公害を防ぐ

近代産業の生み出した、ありがたくない副産物「公害」を防ぐことは本市の大きな課題である。

市では、1964年（昭和39）「ばい煙排出等規制に関する法律」の適用地域の指定を受けると同時に具体的な対策にのりだした。まず、現在の公害から市民を守ることを短期対策とし、汚染地区の小学校を中心とした公共施設などへ空気清浄機を設置、公害が影響したとみられる患者に市費による治療（1967年〔昭和42〕3月末現在353名）を行っているほか、予防処置として随時汚染地区の住民検診を行って今後の対策資料ともしている。

また、発生源に対しては、国・県を通じ、行政、技術指導を行うとともに測定網を設けて、監視、規制を強化、企業側も煙突高層化、集じん、脱硫装置など発生源における公害防

止に積極的な対策を行っている。

長期の対策は、公害のない、しかもより力のある町づくりを目指すための、都市改造という大事業である。すでに、そのマスタープランはできあがり、つぎつぎと実現に移されようとしている。

後述するが、コンビナート拡大こそ新たな発展と唱えたこの年（1967年）、公害患者2人目の自殺者を出し、ついには、磯津の公害患者9人がコンビナートによって生活を破壊されたとして、企業を相手どっての訴訟を、9月に津地方裁判所四日市支部へおこしている。

3. コンビナートと公害

コンビナート（企業集団）というロシア語が、四日市市民の日常語として使われるようになった1965～6年ころから、磯津で水揚げされる魚は【くさい魚】として買い手もつかないありさまに加え、人間も変な咳をしたり、ぜいぜい発作が起こるなどの病気に見舞われる人の数が増え始めた。



磯津の開業医、中山医師は、「ぜんそくではないぜんそく様疾患」に「塩浜ぜんそく」と名づけ、発作止めの注射を打つなどにおわれるようになった。

百万ドルの夜景と謳いあげる石油化学コンビナートの繁栄の影で、なにも悪いことをしていない住民たちが、コンビナートと言う外来語の次に、「公害」というこれまた新たな言葉で表現される苦しみにあわされていった。

4. 死んだ海

エビ、カニ、スズキなど、うまい魚、高級魚がとれることで知られる伊勢湾。その伊勢湾で、油くさい魚がとれはじめ、犬や鶏さえも見向きもしないといわれるほどになった。四日市港を中心にした海域での魚は、とってきても放棄したり、値引きされたり、あるいは出漁を見合すなど、三重県の漁民がうけた年間被害は、1960年（昭和35）以降、8千万円にのぼると県は推定している。

三重県が策定した「四日市地域にかかる公害防止計画」（1970年〔昭和45〕11月）のなかで、漁業について次のように記している。

当地域の沿岸漁業は、カタクチイワシ、イカナゴなどを対象とした機船、船びき

網漁業と、エビ、カレイ、貝類を対象とした小型機船、底びき網漁業が主要なものである。が、この海域は、1953年（昭和28）頃から、工場廃水に起因すると思われる異臭魚が出現し始め、1959年（昭和34）頃からさらに顕著となり、沖合い北東11キロメートル、沖合い東南7キロメートル、沿岸南方15キロメートルの範囲に分布しているものとみられる。

漁業価値の低下が進行するとともに、港湾施設の拡張、臨海工業用地の造成がこれに拍車をかける形となり、漁業者数、漁獲量とともに減少しつつある。

・・・・・・・・・・・・・・・・このまま漁場環境の悪化が進行するかぎり、漁業者の生活維持が困難となる恐れがあるので、水質の改善が当面の急務となっている。

くさい魚についての詳細はここでは触れないが、少しだけ付け加えておきたい。

工場の排水を何とかしてほしいと再三、企業に頼んでも聞き入れない。こうなれば、停めるしかない、磯津の漁師は、土のうと廃船を用意、1963年（昭和38）6月、三重火力発電所の排水口を実力封鎖するという《漁民一揆》をおこした。

そうした騒ぎがあつてはじめて知事が現地へきて、くさい魚の試食会をやったが、結局、排水口はそのまま、僅かな見舞い金で片付けられてしまった。

1968年（昭和43）、四日市海上保安部に、田尻宗昭警備救難課長という、『海の男』が着任した。「こんなのは海ではない。工場のどぶ溜めだ。」と、たれ流しの摘発を行った。それで、企業も行政も、排水対策に努めるようになり、以前よりはきれいになった。とはいえ、海底は死んだままの状態であり、漁業は衰退をたどっている。

また、漁業などの一次産業は滅びるもの、工業こそが栄えるもの、富をもたらすものという考え方や政策が、偽政者の中に根強くあることも否定できない以上、漁師にとっての明日は暗い。

磯津の漁師 野田之一さんの話し

わしら磯津の漁師がさ、この状態ではなっともならんでって、市長を囲む会を41年の5月に塩浜公民館でやったときにねえ、九鬼喜久男市長は、はっきりわしらに

「いまどき漁をしている生活なんておかしいんで、ほかのことを考えるべきだ。敗戦国の日本がこんだけ今日の姿に立ちなおったんわ化学の力や、コンビナートのおかげや。人間のある程度の犠牲はやむをえん。」ってなこと言ってねえ。

そいで、「漁師やっとなるようなことでは、将来、取り残されるで、わしはそれが心配や・・・・・・・・」って言ったでねえ。

5. 公害ぜんそく

磯津は、四日市でも、ここだけは陸続きではなく、鈴鹿川で切り離され、四日市の南東に位置している。1キロ四方にも満たない狭い地域に、680世帯、2700人が、家々の軒をつらね、体を寄せ合うようにして生活している。先祖代代、漁業を中心に生計を営む漁師町（組合人450人）である。

『磯津』という地名は戸籍にはなく、四日市市大字塩浜何番地が正式な地番であるが、四日市公害は、海も空も、ここから発した激甚地であり、四日市公害の原点である。



磯津は、第一コンビナートと鈴鹿川を挟んで隣接している。当初は、中部電力三重火力発電所の煙突でさえ、70メートルもない低いものであった。また、昭和四日市石油なども低い煙突であり、プラントから吐き出されるガスも、特に冬季は、コンビナートの風下になるという季節風でもろに流れ込んでいた。そして、亜硫酸ガス濃度はしばしば1ppm以上に達し、2.5ppmになったことさえある。許容量0.1ppm（日本公衆衛生協会）からいえば、殺人的ともいえる高濃度汚染である。

その磯津で、1960年（昭和35）以降、急速にぜんそく患者が出始めた。1964年（昭和39）までに約3%、40歳以上で約7%、50歳以上で10%という高い発生率となった。通常のいわゆる古典的ぜんそく患者の発生率は1%以下であると言われていることからいくと、まさに異常な状態である。

磯津の人たちは、亜硫酸ガスもppmも知らないが、同時刻頃に、ぜんそくもちでない家の人たちが、ゼイゼイ、ヒューヒュー、のどがおかしい、発作が止まらんと訴えることから、これは工場のせいとしか考えられんと体で知った。

亜硫酸ガスは、重油に含まれる硫黄が燃えて発生する有毒なガスである。1965年（昭和40）頃、四日市市で排出される量は、1日430トン、年間13万トンと推定された。これは、約2000個の浅間山の噴煙中にふくまれている亜硫酸ガスの量に匹敵する。しかも、南北約6キロ、東西約5キロメートルの狭い地域に排出源が集中し、排出されたガスも、その狭い地域に到達する以上、被害をこおむるのは明らかなことである。

さらに、ここで使われる原油をスマトラやソ連産の0.1から0.5%のものに切り替えれば、10分の1程度に減少することはわかっているが、アメリカ資本と技術提携していることや、硫黄分の多い中近東産のほうが安価ということで、経済優先がまかり通ってきている。

I. 磯津の漁師、中村留次郎さんの話

36年(1961年)に突然苦しい発作がきてね(当時56歳)。その時、磯津で60人ばかり発作をおこしてね。重い人はいきなり、病院へ走ったですね。

私もはじめ市立病院へ行ってき。家内をつれてって毎日介抱させてき。こんなものなおると思っていたら、内科の先生が「おそらく治りませんなあ・・・」って言い出したやろ、治らんってどういうわけや言うたら、「今、このぜんそくを治す薬も注射もない。ただ発作をおさえるだけや」と、こう言わした。これは、弱ったもんやなどおもったが、いちどき激しい発作は押さえてもらって2ヶ月ばかりで退院してきました。

37年(1962年)からは塩浜病院(三重県立大学医学部付属)できびしい薬をもらってね。1週間1200円ずつ医療費を払ってね。だいたい1年と2ヶ月ばかり通院して過ごしてきたかなあ。

39年(1964年)の1月がきたら、まあきびしい発作が再三くるので、中山さん(開業医)も、頼むで入院してくださいと言うし、子どもも、これじゃあ周囲がもたないというので塩浜病院へ入院した。金があるもの、縁故関係のあるものは遠いところへ行ってね。半年か1年と居ってくると、居る間は、絶対発作は起こらないし、体も回復してピチピチしてきますけど、また磯津へくると、10日ももちませんね。

とにかくあらゆること、しゃばの人がいいということはやりましたよ。断食もしたし、座禅も組んだし、人間の焼いた骨がいいというので、それも1ヶ月のんだしさ・・・・なにしたところで治らない。

Ⅱ. 藤田一雄さんの話

家は磯津で、留次郎さんと一緒に36年（1961年）に病気になって、39年（1964年）の2月から、この塩浜病院へ入院です。

私んところは、家内までも公害にかかっとるんですわ。孫もこの暮れに恵まれたんですが、3ヶ月目に扁桃腺になって、この病院で手術したんですが、これは、公害かもわからんで、もうちょっと様子を見て公害の認定を受けてもらってはどうかと小児科の部長先生が言われるんですけど・・・（その後、その孫も、2人目の孫も公害認定患者となった）

実際、われわれはこうやって

空気清浄室へ入れていただいておりますけれども、結局私の考えでは、大戦のときの防空壕ですわ。実際そうでしょう。一步外へ出れば目に見えん亜硫酸ガスのために、ここへまた逃げ込まんならんという立場です。それでね、先生方も、この病気は絶対治らんということを言明して見えますので、もうお先真っ暗です。

だいたい昼はあんまりガスを出さないので加減がいいわけですが、夜の12時をまわってみなはれ、ずいぶんひどい。風向きの都合もありますけど、無風状態のときは、ほとんどこの患者さんでも発作を起こします。こうやって二重ガラスになっておりますけども、これだけ嚴重にしてもろうてもガスは少々入りますわ。そうすると、必ず、発作が起きて、夜勤の看護婦さんなんか気の毒ですわ。もう走ってきて、注射をうつんですわ。注射は発作の場合に一時押さえるだけでな。まあ、笑い話ですけれども（窓越しにコンビナートが見渡せる）、このタンクくらい、なにして爆発せい、もうどうせ一生治らん病にとりつかれた以上は、どうなってもかまわんていうような、すてばちな気持ちも起こってくるわけですわ。



Ⅲ. 野田之一さんの話

わしらが病室（塩浜病院）から漁に行ったりするのを、医者や看護婦なんかも、患者が漁に出て行くってなにや、そんなバカになって、大反対やったわ。

その時ねえ、何とかっていう大学の先生がね。普通は体を診てもなっともないじゃないか、異常の人もあるけど、そのほかの人はなっともないんやで、働く意志のある人は働いて、夜になったら病室で休めばいいんやでってね。それと、治るあてもないんやで働けるときに働いて社会復帰をした方がいいって言ってくれていたねえ。

塩浜ぜんそくは、磯津だけで発生しているわけではなく、同じ頃、磯津とはコンビナートをはさんで反対側の市街地でも発生している。四日市ぜんそくの発作を起こして苦しむようになった一人に、後の、四日市公害認定患者の会を組織し、会長となった山崎心月さんがいる。

心月さんは、1961年（昭和36）5月のある深夜、こつぜんとしてひどい発作にみまわれ、死ぬ苦しみに追いやられた。ぜんそく発作は主に、夜中から明け方にかけて起こる。のどがヒューヒュー鳴り、呼吸困難となるので、息をするのに大変なエネルギーを費やすので、朝、発作がやまってからも力が抜けてしまう。職業である僧侶としての朝のお勤め（読経）はもっぱら無声でやり、檀家まわりはお昼過ぎからやり、外出のときはいつも携帯用の吸入器を持参していく。

こうした「四日市ぜんそく」について、専門家はどうみているのか。三重県立大学医学部で、当時（1971年〔昭和46〕）塩浜病院長をしていた宮地一馬内科医師の話である。



Ⅳ. 宮地一馬内科医師の話

普通ぜんそくと言われる人のですね。家系を調べてみると、つまり、兄弟、両親ですね、三親等まで調べてみますと、普通一般にぜんそくと言われている人たちは、やはり、50%以上くらい、誰かがぜんそくにかかっているということがあるんです。ところが、いやゆる四日市ぜんそくの人について調べてみてもですね。これが、非常に少ないんですね。20%程度なんです。これは少



ない。

36年（1961年）以降ですね。汚染地区で多いものというのが、気管支ぜんそく、それから前眼部疾患ですね。ま、目がパチパチするというようなもの。ところが、他の病気はほとんど関係ないということなんです。

ぜんそくというのは、一回かかると、なかなか治らないんです。慢性気管支炎、これは、ぜんそくよりも治るんです。はっきりいえるのは、慢性気管支炎というのは、大気汚染のないところではほとんどないということで、慢性気管支炎に関しては、確かにこれは大気汚染の関係だといえるんです。

37、8年（1962,3年）頃がピークで、近頃は横ばいのようなのです。まあ、ある程度会社あたりもいろいろ対策を立てただろうと思うんですけど。

われわれ「塩浜病院」のところに、4ベット：6室の空気清浄室があるんですが、市に医療審査会ができて、治療費を市が負担するようになったのが、40年（1965年）からですね。だから、その年の6月に作られたわけです。そして、認定患者さんを収容するということになったわけなんです。これは、活性炭で外からの空気をろ過して中に入れるということなんです。それで、外の大気圧よりも室内の圧力のほうが少し高めになっているんです。だから、窓をちょっと空けても、外から中に入らないようになってるんです。中から外に空気は出ていきますけどね。

だから、こういう風なところに収容したらいったいどういうことになるかというのを、これも調べてみなきゃいけない。

そこで、A群というのは、大気汚染の始まる以前から気管支ぜんそくであるというような人なんですね。

それから、B群というのは、35年（1960年）以降、大気汚染が始まってからぜんそくになり、慢性気管支炎になり、肺気腫になった人なんです。

こういうふうに分けてみますと、非常に面白いのはですね。空気清浄室にA群の人もB群の人も収容いたしますと、B群の人は非常に症状がよくなるんです。ところが、A群の人はあんまりよくならない。これは、3ヶ月間のことですがね。

具体例ですが、この磯津の方なんですが、沖合いに漁に出て行き、夕方帰ってくると、コンビナートの近くにきたら突然ゼイゼイいいだしたというようなことですね。この人なんかも、寝苦しかったからちょっと窓をあけて寝とったと。そうすると、何か知らんが急に息苦しくなったというような起こり方をしておるわけです。だいたい、そういう起こり方ですね。

それから、発作は、昼間はありませんから・・・ほとんど。だから、外へ仕事に行かれる方でもですね。夜は、みんな空気清浄室で寝ておられるんですよね。



四日市の大気汚染によって発症したぜん息の特徴を要約すると、次のようになる。

1. 比較的高年齢で発症する
2. 発症した当初は汚染環境から離れれば回復する者が多い。
3. 難病となる者が存在する
4. いずれも室内塵皮内反応陽性率は低く、ぜんそく家系を有する者も少ない
5. 血清IgE値は、一般のぜんそくに比べて低い。

しかし、このぜんそく患者について、大気汚染がなければ発症しないですんだのに、大気汚染があったがために発症したという患者を鑑別する方法は、今のところない。

6. 住民の動き

「四日市ぜんそくという言葉自体は、マスコミが作った言葉で、医学的には、これは別問題ですね。」と、宮地教授は医学者の立場で言う。その反面、ぜんそく患者や汚染状況を調査した結果から、「四日市における大気汚染環境下では、ぜんそく性の疾患が多いということがわかります。だから、こういうことから考えるとですね。なるほど、マスコミが報道してくれたのはウソではなかった。」とも話している。

たとえ医学上存在せず、マスコミが作った病名であるにせよ、現に発作で苦しむ人たちが多発しており、住民は、相手になろうとしない企業よりも、手の届きやすい、市・県の自治体にむけた対策をせまった。

磯津を含む24町で構成されている塩浜地区連合自治会は、1960年（昭和35）4月、「工場地帯からの騒音とガスで、夜もおちおち寝ておられない」と、市に陳情した。これが、大気汚染では最初のまとまった住民の動きである。

陳情を受けた平田佐矩市長は、市長の諮問期間として「四日市市公害対策委員会」を1960年（昭和35）8月に発足させた。委員は、市議4人、工場代表4人、学者3人と言う構成で、人体への影響（水野宏名大教授）、大気汚染測定（吉田克巳三重県立大教授）の基礎データをまとめていった。

塩浜地区連合自治会は、その後も活動を進め、1961年（昭和36）9月には、地区住民を対象に実施したアンケート調査の結果を発表。結論として、

1. 工場誘致は、必ずしも市の発展にならない。
2. 公害防止策の早急な制定を。
3. 公害による人体影響は老人と子どもに特に著しい。

と、すでにこのとき、石油化学工場誘致と公害のマイナス面について警鐘を鳴らし

ていた。

明けて1962年（昭和37）には、田中覚知事にも、公立病院での無料診療、公害防止条例の制定などを陳情。無料診療とまではいかなかったが、塩浜病院での公害病無料検診は実現した。

公害病の無料診療については、その後、自治会財政による診療費負担という実力行使、1963年（昭和38）、四日市医師会の「公害が原因と思われる疾病」とカルテに記入する実力行使、市議会での働きかけ、そして、人情家平田市長の決断ということがあって実現した。

これらはなによりも、こんなにひどい、こんなに苦しむ患者をほおっておいていいのかという『恐るべき公害』の状況が存在していたということに他ならない。

I. 塩浜地区連合自治会の運動

今村嘉一郎会長の『公害と地域住民』（1963年〔昭和38〕11月）より

塩浜病院の産業医学研究所での無料検診は、あくまで基本的調査の域を脱せず、公害に苦しんでいる地区民にとっては到底納得できず、治療投薬の処置まで無料にすべきを強く交渉を重ねたが、県・市はあくまで公害に起因するとの医学的判断の困難さや、予算面、あるいは他地区へ及ぼす影響の重大さを考慮してか、これに応ぜず、ここにわれわれは緊急自治会長会議をもって対策を協議し、県・市頼むに足らずとして治療費を全額連合自治会にて負担する決意を固めた。

このことは、暴挙として一部のそしりを招くおそれもあったが、やむにやまれぬ不満への抵抗であり、又一面、地区の苦しみを見るにしのびざる気持ちが動かしたものである。

この無料検診は、約3ヶ月継続されたが、県・市はこの状態を捨て置くことができず、地区全般の一斉検診をもってその結果を重視し、処置をとることの話し合いができた。

II. 四日市医師会の認定制度推進

自治体が患者認定制度を設けていこうとしても、開業医などの協力がえられないことには、実施が難しい。幸い、このときの医師会は、後に『公害訴訟を支持する会』の代表委員にもなる医師会の長老役の小谷眼科医が、「医師会の理事は、明治生まれではだめ、若手で活躍を・・・」と呼びかけた。そして、二宮辰雄会長以下15人の理事はすべて若手で、『地域社会に貢献する活躍を』と、増えつづける公害患

者の診療にあたりながら、自分たちの手でも何とか対策にあたりたいと、1964年（昭和39）1月、医師会に『公害対策委員会』を発足させた。

同年7月、六項目の公開質問状を平田市長に提出した。

1. 公害の最終責任の存在を明確にする必要はないのか。
 2. 公害をおこす危惧のある企業を今後も誘致する考えがあるか。
 3. 公害による疾病と医師が認めた場合、医療費の自己負担金を市が支払うか。
- など。

これは、質問というより要求であった。8月の臨時総会では、「今後、臨床により、明らかに公害によると診られる患者を発見した場合は、その旨をカルテに記載、国や県・市町村などに通告して、真剣に公害防止策を練ってもらう。」との強硬方針を決めた。

これには、医師会内に慎重論があり、日本医師会の武見会長なども、こうした構想に気乗り薄だったようだし、「市費負担は筋違い」との本質論による反対もあった。

しかし、毎日、発作に苦しむ患者を診療している医師にとって、『原因が明確にならなくても、企業負担が原則だとしても、まず、目の前にいる被害者の救済が急務である』と、こうした非常手段をとることの必要性が決められていった。

Ⅲ．市公害医療審査会の発足

医師会の質問に平田市長は、「各関係期間と話し合って正式回答する」と約束したこともあり、県との話し合いに入った。

磯津の住民検診の結果、8人はろくな診療も受けておらず、放置すれば死ぬかもしれないという状態にあった。検診にあたった三重県立大学医学部の吉田克巳教授は、県と再三交渉、研究費という名目で県に医療費を負担させた。

1964年（昭和39）1月以後、塩浜病院へ入院させ、市の認定制度発足の足がかりを作ることになった。しかし、県は、市長との折衝に対し、逆に、8人の入院費は3ヶ月だけで、あとは市に肩代わりさせ、あげくの果て「県として医療費負担は無理」と言い出すありさまだった。

被害者にとっても県は、遠い存在であった。

コンビナート企業も、そうした金を支出すれば、公害を認めたことになるとして出さない。

市長は、かくなる上はと、磯津の住民検診の結果をもって厚生省へ出かけていっ

た。だが、けんもホロロに断られてしまった。こうした逃げることしかない関係機関に腹を立て、今にきつと国(厚生省)を見返してやると決意を固めた。

平田市長は、製鉄会社社長から市長になった人である。法規条例にしがみつく役人根性といったことはなく、伊勢湾から琵琶湖を通り日本海へ抜ける運河を作りたいと建設大臣張りの構想をぶち上げたりもした。また、磯津の漁師が、「くさいって魚を買ってくれん、この魚どうしてくれる」と、自宅までかけあいにいけば、「それではかわいそうだ。わしの金で買ってやる。」といった人情家でもある。

とにかく金でこの急場がしのげるならと、1964年(昭和39)12月の記者会見で、「ぜんそく患者の治療費自己負担分は市費で支払う認定制度を発足させる。」と発表した。

この要綱は、結核や原爆などのケースを参考にして作り、1965年(昭和40)2月、「四日市市公害関係医療審査会」が正式に設立された。会長には、推進役だった二宮医師会長が選ばれた。席上、市長は、「公害は現実の問題だ。医学的な証明がないからといって苦しんでいる市民を見捨てることはできない。国や県の決定を待っているのはいつのことやら・・・治療費が足らなくなったら追加予算でつける」と発言、決意のほどを披瀝した。

認定要綱は、次のとおりである。

四日市の汚染地区に3年以上居住(ただし、3歳未満はこのかぎりでない)し、医学検査の結果の資料を審査会が審査した結果、大気汚染に関係があると判断される閉塞性呼吸疾患としての肺気腫、ぜんそく性気管支炎、気管支ぜんそく、または慢性気管支炎症状およびそれらの続発症状があると認められる者を認定患者とする。

医療費の自己負担分を市で負担するというものであった。

医師会の中心となって活躍した小柳医師は、「医師会のヒューマニズムは当たり前、偉かったのは市長のヒューマニズムです。しかし、制度発足の心の力は、民衆の声。市議会では、訓覇也男(くるべまたお)議員らが制度発足を助けてくれました。私は、認定発足の運動を『住民一揆』と呼んでいます。」と、取材に行った中日新聞記者に誇らしげに語っていた。

四日市公害の中で、「住民一揆」と呼ばれるような『騒動』がないと公害対策は前進しないことを、この認定制度においても証明したことになった。

7. 公害病認定制度発足

医療審査会委員会は、医師会より2名、塩浜病院長、市立病院長、県立大医学部

2名の、6名で構成された。第1回の審査会が1965年（昭和40）5月に開かれ、申請のあった18人全員が認定された。

18人のうち12人は磯津の人で、すでに塩浜病院へ入院している人たちであった。病名は、肺気腫10人、気管支ぜんそく5人、慢性気管支炎3人で、入院を要するとされるのは14人であった。うち子供は2人。

市独自のこの認定制度は5年後の1970年（昭和45）2月から国が施行することになった『公害に係る健康被害の救済に関する特別処置法』の制度に引き継がれていった。

引き継がれるまでの5年間の間に認定された患者数は717人にのぼっていた。

四日市市は、これによって、国を見返してやったことになったが、こうしたことも含めて四日市は

- わが国初の石油化学コンビナート建設
- 公害ぜんそくの発生の都市、独自の認定制度（後に国が施行）
- 公害ぜんそく大気汚染訴訟
- 四日市の企業（財団）による患者への補償（後に国の補償法に移行）
- 公害罪法による摘発・起訴・一・二審有罪、最高裁無罪（日本アエロジルの塩素ガス流出事件）
- 港則法違反による摘発・起訴・有罪判決確定（石原産業の廃硫酸たれ流し事件）

と、いつもそのさきがけとなっている。

その評価は別として、まさに四日市は『公害の原点』として存在するようになったわけである。

ともあれ四日市では、市独自の患者救済の制度発足により、片一方の手で依然として公害発生源となるコンビナートの新增設を進め、もう一方の手で、それによって被害をこうむった公害認定患者の救済を進めるという、相矛盾した政策を進めていたのである。

こうした矛盾は悲劇を生みやすく、加害者は肥大し、被害者は自らの手で命をたつものまで現れた。



I. 中村留次郎さんの話し

公害患者でも、これはおとなしいからいかん。やればいいんだ。私らにも生きる権利があるんだ。こんな泣き往生してね、相手にこんだけ踏みにじられたことをされて、働けない姿にされて、入院しなければならないような病気に、有毒ガスをもってきたんだから、こんなものやったって正当防衛ですよ。どんだけ頼んでも、どんなこと言うてお願いしても、相手が言うことを聞かないんだから、・・・そりゃ人間、堪忍袋の緒も切れるし、やらなきゃならん。自分が生きるために、相手が凶器もっとならだけで有毒ガスをもっているんだから。やらないのがおかしいんで・・・。

体の具合がよいのと、風向きが逆だということで、この日、留次郎さんは、病院を抜け出し、コンビニートを窓越しに見ながら、奥さんと自宅の居間で、1日、80円になる網の内職をしながら語っていた。

留次郎さんの語ったことは現実となり、1966年（昭和41）7月、大協石油の近く稲葉町に住む木平卯三郎さん（76）が、「死ねば薬もいらず楽になる」と、自宅で首つり自殺をしてしまった。

その木平さんの追悼と抗議の集会の際、生まれてはじめて木平さんの遺影を持ち、行進の先頭にたった十七軒町で製菓業を営む大谷一彦さん（60）が、明くる年の1967年（昭和42）6月、「今日も空気が悪そうだ」の一言を残して菓子工場で首つり自殺をしてしまった。



II. 大谷一彦さんの日記と未亡人の話

◆ 1965年（昭和40）5月1日

メーデー。北条グランドへ行く途中、苦しくなって抜け出し、市立病院で診察を受ける。◆ 同年5月16日

（湯の山の知人宅）実に静かなすんだ空気に包まれ、安心して眠った。

◆同年5月19日

（湯の山の知人宅）で静かな朝を迎える。閉塞性ゼンソクをわずらわせた公害の加害者に腹が立つ。

◆1966年（昭和41）4月26日

午前2時頃、セキが出て目がさめる。がまんできず車で病院に向かう。病院に着いて一服するといくぶん落ち着いた。夜中で迷惑をかけまいと診察を受けず車で湯の山へ行く。新鮮な空気に回復、家路に向うが自宅方面スモッグ充満、そのまま方向をかえ鈴鹿方面に飛ばす。明け方帰宅。工場の段取りをしているうちに再発、ふとんを用意して病院に行く。昨夜のスモッグは確かにひどかった。公害パトロールは何をしているのか。平然と夜中に毒ガスをまき散らしているのに。自分は逃避できるが、できない人はさぞかし大変だろう。



◆同年6月3日

午後5時すぎよりスモッグひどい。亜硫酸ガスのためセキやまず。弁当を作って早々に家を飛び出す。ああ残念。家にいたくてもさびしいところに行かねばならぬ。くやしい。九鬼市長ゼンソクやってみろ、わかるだろう。公害の影響で死にたくない。

◇ 未亡人の話

そりゃもうねえ、苦しんだ人じゃないとわかりませんが、もうはたで見ているほうが辛いくらい苦しんでおりますね。4、5月頃ですか、その時分は、しょっちゅう毎晩のようにねえ、自分一人で自動車に乗って、まあ空気のきれいなところまで夢中で逃げていきましたけどねえ。もうそれがしまい頃には、ほとんど自動車で行く気力がなくなったわけですね。それでもう、自分が心身ともに疲れ果てて、ああいう結果になったんですけど。

この年の10月には、塩浜中学3年生の南君枝さん(15)が、修学旅行を楽しみにしていたのに、気管支ぜんそくで亡くなった。追悼・抗議集会には、「南さんは死んだのではない。殺されたのだ。」とのプラカードも掲げられていた。

Ⅲ．谷田尚子ちゃんのこと

公害ぜんそく訴訟判決（１９７２年７月）の２ヶ月後の９月２日、公害病認定患者で、中部西小学校４年生の谷田尚子ちゃん（当時９歳）が亡くなった。学童では、１９７０年１１月に亡くなった海蔵小学校１年生の保田精一くん（７歳）について２人目。



二十日すぎから、ずっと
ぜんそくがでてあまりやること
がしていない。でも、さんすう
は、すきだから最初にしたい
のでぜんぶしてある。

２学期になったら、グループ
は女どうしになりたい。係はも
う一度、国語係になりたい。

朝日新聞の記

８．公害裁判とその後のこと

Ⅰ．患者側勝訴判決

公害患者が増える一方なのに、患者救済や公害発生源対策が進まず、おまけに、新たな公害発生源となる第３コンビナート誘致のため、霞ヶ浦を埋め立てを市議会が決めるなど、開発優先の政策が推し進められた。

憲法第２５条の「生存権」が脅かされる状況の中、１９６７年（昭和４２）９月、磯津地区に住み、県立塩浜病院に入院中の公害患者９名が、隣接する第１コンビナート６社を相手どっての公害訴訟（裁判）を提起、津地方裁判所四日市支部で審理が行われ、５年目の１９７２年（昭和４７）７月、患者側「勝訴判決」が下されました。

Ⅱ．公健法の制定と認定制度の廃止

勝訴判決によって、原因となった亜硫酸ガス（ＳＯ２）の排出を減らす総量規制、工場内の緑地率を増やす法律（工場立地法）の制定、公害患者の生活保障も含めた

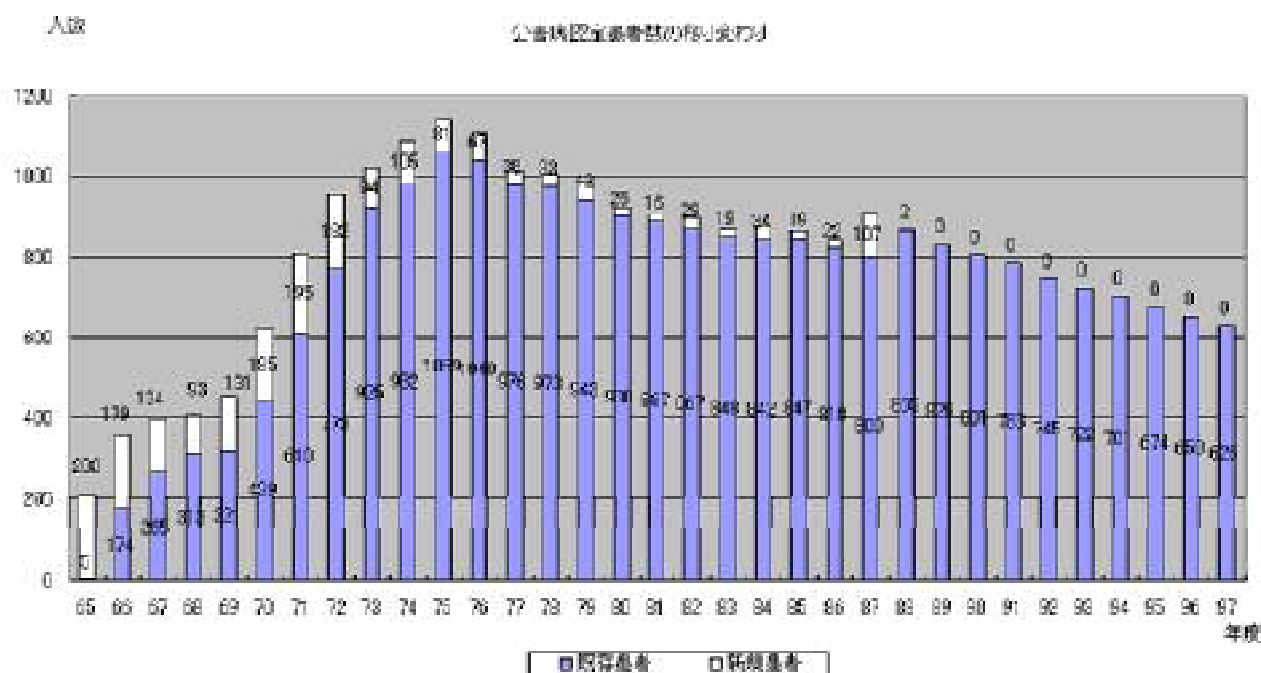
法律（公害健康被害補償法）の制定などにより、公害対策は一定の前進をみた。

こうした対策により、SO₂の排出は減少、濃度も年々減少したが、NO₂（二酸化窒素）やばいじんについては安心できるところまで行っていないのに、1988年（昭和63）、全国41指定地域のうち、四日市市長など6自治体の首長が賛成、大多数が反対のなか、国は公害患者の認定制度を廃止してしまった。



Ⅲ. 公害患者さんたちの今

四日市の公害認定患者は多いときで1140名を数え、現在でも600名ほど居り、認定制度がなくなったとはいえ、同じ症状のぜんそく患者の発生もあり、公害「克服」「終結」などと言ってすます状況にはなっていない。





四日市公害ぜんそく裁判

四日市市の南東部に位置する塩浜地区の第一コンビナート（火力発電、石油精製、化学）が、本格操業を始めてから、鈴鹿川を隔てて隣接している磯津の町で、開業医の中山医院に、「咳が出る」「のどがおかしい」「激しいぜんそく発作が出る」などの症状を訴えて駆け込む患者が急増した。1961年（昭和36年）夏のことだった。

この漁師町の磯津で、ぜんそくといえば、「あそこの爺さん」「こっちの家」といえるほど、限定されていたのに、同じころぜんそく発作で、医師へ駆け込む人たちは、そうしたぜんそく持ちの家の人たちではなく、しかも、漁で沖に出れば何ともないわけで、「こいつはおかしいぞ」「工場がくるまではこんなことがなかった」「工場の煙に何か有害ガスが？」「犯人はコンビナートの煙に違いない」と、PPMも、SO₂も知らなかった磯津の人たちは、亜硫酸ガスの恐ろしさをまず身体で知らされた。

コンビナートの工場が、海軍燃料しょう跡地を、国から安価で手に入れ、次々に工場を建設、立地条件を全く無視してのことで、塩浜の海岸部のみならず、内陸部にもパイプでつながる石油化学工場を建設。次には、午起海岸を埋め立て第2コンビナートを建設、塩浜ぜんそくは、四日市ぜんそくと呼ばれる広がりを見せていった。

コンビナートで大量に使用される燃料の重油は、硫黄分3%前後という質の悪いもので、排出される亜硫酸ガスなどの有害ガスが、すっぽりと住宅を包み込み、人々に被害を与えていった。

さらに、この亜硫酸ガスは、空気中で硫酸の霧、硫酸ミスト（SO₃）となり、トタンなどを腐らせるほどの被害を人体にも加えていった。

被害は、主に体力の弱いもの、子供や老人に早く現れ、しかも、低所得層に顕著であった。

こうした、人々の苦しみに、塩浜地区連合自治会や、四日市医師会、それと心ある人たちが、発生源対策と患者救済の要求を市に突き上げ、当時の平田市長をして、“公害病認定制度”を1965年（昭和40年）5月から発足させた。この制度は、申請に基づき、医療審査会が公害病として認定すると、保険の医療費自己負担分を市費で支払うというもので、第1回は18名（うち入院が14名）で、毎月、認定患者が増え続け、3年後には521名となったが、申請しない未認定患者はこの何倍かに達していた。

こうした患者救済も、医者代はただになっても、生活保障はなかった。入院中の認定患者で、漁師は朝早く病院を抜け出し、ガスの来ない沖合で漁に従事し、夜は空気清浄室で

寝るという生活を余儀なくされた。公害発生源企業の操業は、増えることはあっても減ることはなく、白い霧は依然として襲いかかり、ついには1966年（昭和41年）、公害ぜんそくを苦しめ、首つり自殺するという痛ましい犠牲者が出た。

にもかかわらず、県、市は新たに第三コンビナートを誘致することを市議会にはかり、満員の地元反対住民が見守る中、強行採決（1967年2月）で決めてしまった。

その議会を傍聴席で見つめていた公害患者の大谷さんが、この年の6月、マイカーでの公害避難にも疲れはて、首つり自殺してしまった。

白い霧との戦い 法廷へ

1967年（昭和42年）9月1日、「死者まで出した公害が、法治国家で許されてよいはずはない」（原告患者弁護団）。「企業へも、行政にも、いくら頼んでも、俺んどこじゃない、うちじゃない・・・あとは裁判しかない」（原告患者）と、10年に及ぶ受忍の末、磯津の患者9人が、塩浜第1コンビナート6社を相手取っての公害訴訟を起こすことを決意した。



この日、訴状が津地方裁判所四日市支部へ、北村利弥弁護団長らの手で提出された。

この訴訟を支援するため、革新団体などによって「四日市公害訴訟を支持する会」がつくられ、中心となった四日市市職員労組の書記局に事務局を置いた。

原告患者の「四日市公害訴訟弁護団」は、東海労働弁護団のメンバーを中心に56人が代理人として参加した。

弁護団の最終意見

死者まで出しながら、四日市市は第三コンビナートづくりを進めている。憲法第25条（国民の生存権）は亜硫酸ガスの中で死んでいる。その責任をだれも負うことなく、被害が進行している。この無責任状態にまず終止符をうたせよう。現実の被害に対し、一刻も早く、直接の加害者企業から当然の賠償をさせることによって、もって行き場のない混とんの中に責任追及の一筋の道を切り開こう。最も素朴かつ単純な、直接の加害者への不法行為責任の追及というたたかいを通して、国や自治体の施策の根本も俎上に上がらざるをえなくなるだろう。

被告を、企業だけに絞ることに、弁護団の中にも異論があった。国や自治体の責任も問いたいということであったが、訴訟を起こすからには、まず勝てることを先行すべきだということと、長期化を避けるということで、企業のみに着いた。

それとともに、民法の不法行為に対する損害賠償という構成に落ち着き、差し止め請求については当面は行わないという方針で進むことになった。

被告企業6社

- ・ 中部電力株式会社三重火力発電所
- ・ 石原産業株式会社四日市工場
- ・ 昭和四日市石油株式会社四日市製油所
- ・ 三菱油化株式会社四日市事業所
- ・ 三菱化成工業株式会社四日市工場
- ・ 三菱モンサント化成株式会社四日市工場

原告患者側の「訴状」(要旨)



被告6社は、原告の住む磯津地区から鈴鹿川をはさんで、約1キロから2キロのところにあり、石油精製、火力発電、石油化学、肥料の生産に従事しているが、その使用燃料として重油を使っている。このため生ずるばい煙（特に亜硫酸ガス）を大気中に排出し、原告ら同地区住民は汚染大気の中での生活を余儀なくされている。

有毒な亜硫酸ガス（ SO_2 ）は、空気酸化で硫酸ミスト（ SO_3 ）ともなり、これを吸うと気管支が侵されて健康を害することは、医学的にも明らかである。

被告6社はこれを知りながら操業し、亜硫酸ガスを取り除く設備改善もしていない。

このため、被告の損害発生に対する故意、もしくは、少なくとも過失は明らかで、民法第709条（不法行為）と同第719条一項（共同不法行為）によって、損害を共同して賠償する責任がある。

原告らが受けた損害は、入院、通院治療費、同交通費などの積極的財産損害と、公害病による労働能力の減少に基づく収入源の消極的損害があるが、健康を奪われたりした精神的損害に対する慰謝料として、原告1人、2,000,000円計18,000,000円。

財産損害と労働能力の減少に基づく休業補償として、原告9人の計83,426,226円を請求する。

被告企業の答弁書（反論）

1. 燃料として、石炭とともに重油を使ったことは認める。しかし、原告らの主張する「亜硫酸ガス及び硫酸ミストによる大気汚染の人体に及ぼす影響」と、「損害」について争う。
2. 石油精製の燃料として重油を使い、そのため若干の亜硫酸ガスを排出した事実、亜硫酸ガスが濃度によっては有害であることは認めるが、原告らが大気中の亜硫酸ガスによって健康を害し、公害病になった事実と損害に関する事実は否認する。
3. 重油の燃焼過程でばい煙が発生することは避けがたいとの事実は認める。また亜硫酸ガスが濃度によっては有害であるという事実は認めるが、原告らの健康を害したことは否認し、損害発生の有無については、すべて知らない。

原告患者の訴え

私は入院後、5,000本の注射を打ちこんでもらっています。それでも、この病気にかかった以上は、絶対なおらんと病院側の先生もはっきりと言っています。もう、生きながらえるちゅうもんは薄れたわけです。

私らは長年この塩浜病院におり、企業側にも1度来てくれっていうことを頼んでも来てくれん。まあ、私らとしては、怒りというか、われわれ9人のものは相談の結果、例のない公害訴訟を起こそうということになったわけです。

相当の自費を費やすっていうことは私も覚悟しておりますけれども、これをやらなきゃ、今から生まれてくるもの、現在働く若い世代の方が、ここまで苦しめられ、黙って放っておくわけにはいかんがため、平和の礎となるかならんか、それまでも考え、どうしても訴訟に勝ねばならんと、出したわけです。

みなさんのお力添えをお願いします。

1967年（昭和42年）10月1日

四日市公害訴訟、原告 藤田一雄

訴訟の展開

津地方裁判所四日市支部（米本清裁判長ほか2判事）第1号法廷

事件番号 昭和42年（ワ）第138号

損害賠償等請求事件

原告患者

精神的損害に対し慰謝料として1人2,000,000円と、労働し得ないことによって得べかりし利益を失った損害賠償として、各自、下記を請求する。

塩野輝美 1645万8146円

中村栄吉 802万0630円

柴崎利明 1512万5430円

今村善助 470万8094円

藤田一雄 595万0814円

石田かつ 402万5765円

野田之一 1616万6488円

石田喜知松 470万8094円

瀬尾宮子 826万2765円

計 8342万6226円

※今村善助さんと瀬尾宮子さんが、判決までの間になくなり、遺族が原告を継承するなどのことがあったので、請求額は上記とは異なっている。

原告側代理人 四日市公害訴訟弁護団

団 長 北村利弥

事務局長 野呂 汎

A班（施設・運動）責任者 野呂 汎

B班（医学・気象）責任者 郷 成文

C班（理論・損害）責任者 安藤 巖

※弁護団は、当初56名であったが、判決1年前には67名となり、その後も増えていった。

被告企業

- ◆昭和四日市石油株式会社
- ◆三菱油化株式会社（四日市追・旭分工場）
- ◆三菱化成工業株式会社（四日市工場）
- ◆三菱モンサント化成株式会社（四日市工場）
- ◆石原産業株式会社（四日市工場）
- ◆中部電力株式会社（三重火力発電所）

口頭弁論

「訴状」提出。1967年（昭和42年）9月1日

第1回 1967年（昭和42年）12月1日

初の口頭弁論が、津地方裁判所四日市支部（米本清裁判長）で開かれ、原告側は野呂汎弁護士が、訴状を力を入れて陳述、原告を代表して野田之一さんが、「この瞬間にも患者が苦しんでいる、一刻も早い正しい審理を。」と、異例の訴えをした。

一方、被告側、マスコミが「大物」とカッコ付で報じる弁護士を含めた代理人が、「請求の棄却」を要求、「共同不法行為を否認」する答弁書を、予測した通りの陳述をして終わった。

第1回口頭弁論のあった12月の25日、被告企業6社の中核となる三菱油化の総務部長の加藤寛嗣氏を、九鬼喜久男市長が助役に選任、この日の市議会で同意された。

公害訴訟で、四日市市は被告にされていないのに、コンビナートの総務部長を市の助役に選任したということは、市の行政当局は、企業と連帯して被告側となり、公害患者、被害者の原告側と一戦を交える宣戦布告に等しい。

追加訴状提出、訴訟救助の申立 1968年（昭和43年）2月23日

第5回 1968年（昭和43年）6月24日

現場検証の打ち合わせ。原告側の初証人として、大阪市立大の宮本憲一助教授を申請。

現場検証

第一日 1968年（昭和43年）7月24日



蝶ネクタイが米本裁判長

原告患者住居地の磯津（各原告宅と磯津公民館前の亜硫酸ガス測定所）。

被告代理人が、銭湯の煙突と花畑を撮影（検証）しよう申し出ていた。

その後、昭和四日市石油と中電三重火力を立ち入り検証。

第二日 同年（7月25日）

石原産業、三菱油化、三菱化成、三菱モンサントの立ち入り検証。夜遅くまでかかった。



検証では、原告弁護団中、ただ一人の四日市在住弁護士の井上哲夫さんが、先陣をきって、企業に質問（検証）していた。

両日とも、スモッグ一つない無公害日和。

原告側は、「法の名において、市民の目が初めて工場の心臓部に届いた」と、この検証を評価。

検証を終えた明くる日の朝、煙突からどす黒い煙を思い切り吐き出していた。

第6回 1968年（昭和43年）9月11日

被告側の反論始まる。気象を重点に、因果関係で、工場から煙が出ているのは事実だが、磯津に届くとは限らない、というもの。

第12回 1969年（昭和44年）1月30日

原告側証人大阪市立大学助教授、宮本憲一証人。

①「四日市公害の原因は、住民の福祉を無視した経済本位の誤った地域開発によるものであり、企業の責任であることは明白。」

四日市の数回にわたる調査の結果。

四日市にはあらゆる公害が発生している。

この公害現象は、石油化学コンビナートの進出を契機に短期間に発生している。

これが、我が国における拠点開発の引き起こした典型的な現象。

などがわかった。

②拠点開発方式は、四日市でも典型的に破産した。

I. 公・災害の続出

II. 既存の産業、つまり、農漁業や地元中小企業の壊滅、衰退。

III. 地方財政の危機で、四日市はヤミ起債まで行っている。

IV. 地方自治の破壊による中央集権化。

などで、四日市の開発は、利益は中央（企業）、損失は地元へという植民地型開発だった。

③住民の生活環境を考えない立地

工場立地は、国防、軍事的な面が先行、住民の生活環境を考えない戦時型の立地をそのまま踏襲した。公害が社会問題化したのも、この最初の誤りを改めず、工場移転も、設備の拡張制限もなかった。

④不十分な企業の処置

大気汚染の防止には、低硫黄重油の使用、排煙脱硫、高煙突、遮断緑地、生産制限の5つの方法があるが、企業はそれぞれについて、不十分な処置しかとらず、緑地帯の設置などは、全く措置をとっていない。黒川調査団勧告以後も、基本的な問題が全く改善されていない。

⑤企業独自の救済

戦前の企業は、公害発生以後の対策を独自の力で行い、賠償金、寄付金も、その都度払っている。四日市で企業独自の救済が行われなかったのは問題である。

※原告側弁護団は、「経済学者の宮本証人が、最初に証言を行うことは公害訴訟の本来の意味が認められたことでもある」と高く評価。

第13回 1969年（昭和44年） 2月27日

宮本証人への被告企業側反対尋問。

三菱油化、三菱モンサント化成、昭和四日市石油の代理人が反論。証人は「税込増加がプラスだったか疑問」「市税は増えたが、ヤミ起債、公害対策への支出などの見返りは大きい」と答える。

1969年（昭和44年） 3月14日

※原告の1人、今村善助さん（78歳）が塩浜病院で、勝訴の判決を聞くことなく死亡。認定患者としては26人目の犠牲者。

第15回 1969年（昭和44年） 4月25日

原告側2番目の証人、主尋問。

吉田克己三重県立大医学部教授。

「疫学4原則

- 1、発病の前に原因とみられる特定因子が作用する。
- 2、量と効果の関係が認められる。
- 3、流行の特性がある。
- 4、メカニズムが生物学的に説明できる。

これらに照らし磯津の原告の発病と、被告の排煙の間には明らかに疫学的因果関係が立証できる」ときっぱり証言。

第18回 1969年（昭和44年） 9月9日

吉田証人への被告側反対尋問。

四日市ぜんそくの原因は、亜硫酸ガスだというのは仮説ではないのかの質問に

「私が四日市ぜんそくの原因について、調査結果をもとに学会に発表したのは、昭和38年秋だった。それまでは仮説であっても、疫学的な検討を終わった現在では、すでに仮説ではない。調査の結論である。」と証言。

第19回 1969年（昭和44年） 10月14日

吉田証人への被告側反対尋問。

被告側は疫学調査の方法と集団と個人との関係をついたが、三菱油化代理人は「磯津付近は以前、菜種の栽培が盛んだったが、この花粉は原因になるか」と、“磯津ぜんそく菜種説”まで持ち出し（法廷中失笑）吉田証人を崩そうとしたが失敗。

第21回 1969年（昭和44年） 12月9日

吉田証人への被告側反対尋問。

質問は、動物実験の結果や四日市市の公害病患者認定の基準など。

7回も証言席に立った吉田教授は「言いたいことはほぼ言い尽くしたと思うが、反対尋問は本質から外れていたような気がする」と語っていた。

豊富な調査結果と揺るがぬ信念の主張で「歴史に残る名証言」と高く評価された。（午前中で終了）

原告側3番目の証人 大島秀彦三重県立大医学部産業医学研究所助教授への主尋問。

「コンビナート操業の36年ころから公害病が増え、38年ごろから死亡率が増え、特に亜

硫酸ガス汚染のひどい塩浜（磯津）、港、橋北地区では、それ以前の2倍の死亡率になっている」など国保カルテでの調査研究について証言。

第28回 1970年（昭和45年） 7月14日

伊東証人への被告側反対尋問。

モンサント代理人が「年間40キロリットルしか重油を使ってないが、磯津への影響はあるか」と質問。証人は「煙は回りながら到達するし、その程度でも住民から苦情の出ている地区の例を知っている」と、2キロあまり離れたモンサントも加害者であると証言。

この伊東証言で、2年7ヶ月ぶりに、原告側立証がほぼ終わったと言われている。6人の証言で

四日市では”拠点開発”が失敗、あらゆる公害事実があり、企業は社会的責任をとるべきである。

疫学調査や動物実験などから、四日市公害ぜんそくの原因は、亜硫酸ガス並びに硫酸ミストが主要なものである。

気象学的にみて、原告居住地の磯津の大気を汚染したのは、被告ら塩浜第1コンビナートの各工場である。ことが明らかになった。



これは、因果関係の立証について原告側が主張する”蓋然性”（断定しきれないかもしれないが、非常に疑わしいと判断できる）以上に因果関係が立証できたということである。

しかし、被告企業側は「従来の法理論に基づき、因果関係を”厳密”に解釈することで公害訴訟を”不可知”の隘路にひきいれる」作戦は依然として執拗に続けられている。

だが、この隘路をうち破る道は、原告弁護団の奮闘と、新しい法理論の展開と、そして「法治国家で無実の市民が殺されることを許していいのか」という”素朴だが力強い理屈の上に立つ国民運動”（郷成文弁護士）である。

第30回 1970年（昭和45年） 10月20日

原告側体験証人の主尋問。反対尋問。

磯津南町自治会長・石田季樹証人。

「塩浜に工場が進出するまでは、若い人がぜん息になることはなかった。昔からのぜん息と、工場進出後の新しいぜん息では、苦しみようが違う。新しいぜん息は大気汚染によるものだ。」

公害認定塩浜病院入院患者石田浅次証人。

「入院患者の7から8人がぜん息で死んだ。えらい苦しみようで、ベットから落ちたま



ま死んだ人もいる。わたしは転地すれば治る。」

主婦岡田和子証人（夫と長女・小3が認定患者）

「発作は夜がひどく、昼はよい。きつときは10分から20分おきにのどをしめつけられてもがき、死んだ方がいいとまで言う。鈴鹿の知人宅へ4から5日転地したら、発作は1回もな

かったのに、磯津の家へ帰ったらだめだった。」

第36回 1971年（昭和46年）4月8日

被告側証人への反対尋問

昭石・吉野証人「亜硫酸ガスについて磯津で測ったことはない」「理論計算は大気の安定した数値を選んだ」

被告側証人の主尋問

昭石秘書課長・小西正康氏「昭石は、望んで現在の場所に工場を設けたのではない。政府の要請によって進出し、それを地元の三重県、四日市市も迎えてくれたのだ。」

三菱油化四日市事業所製造第一部長・珠淵俊茲氏「うちの排煙は規制値以下なので地域住民に害は与えていない。磯津には到達していないと思う。」

第37回 1971年（昭和46年）4月22日

原告本人・藤田一雄さん尋問



病状悪化のため、塩浜病院の公害病室での臨床尋問。

「訴訟を起こしたのは、余命のすくない自分はともかく、子や孫たちが住みよいようにしてやりたいという信念だった。」

第54回 1972年（昭和47年）2月1日

原告側・復代理人（板東克彦氏・新潟水俣帽弁護団、ほか、川崎など5名の弁護士）の準備書面陳述。

原告本人の最終意見陳述。（藤田原告は病状が思わしくなく録音テープで、石田かつ原告は途中で病状が悪化し退席）傍聴席から拍手。

被告側・昭石が仮執行宣言免脱申立。

四日市公害訴訟 結審

怒りを表に原告本人陳述

四日市公害訴訟、第54回口頭弁論（結審）の法廷で

野田之一（漁師、39歳、気管支ぜんそく、肺気腫）

どうも裁判長さん、長い間ご苦労さまでした。

今まで私らも長い間聞いていますのに、この私らが一体何ゆえにこの病気になったかと・・・・・・そういうところに疑問を持っておられると思いますけれども・・・・・・私らの故郷が、企業が来る以前からこんな病気があったか、なかったか・・・・・・1番よくご存じは裁判長さんです。私はそう思ってます。

それに企業の方は、法律の先生方をようけ連れてきて、そうして、うちじゃない、うちじゃない・・・・・・一体磯津へどこの煙がきたというんです。

今も聞いていますれば、(原告陳述前に、被告企業6社それぞれの最終陳述があった)、うちんどこじゃない、うちんどこじゃない・・・・・・と。そうすると、磯津は、地から煙がでてきたんか。あまりにも無責任なやりとりじゃありませんか。

そうして、企業の方、企業主のその方も、そういう先生たちを頼りにして、自分らのしとることをごまかす。またごまかすような気持ちで・・・・・・。

これで世の中が通っていくと・・・・・・そんな甘い考えでおるんですか。決して私は、脅迫じゃありませんけれども、あんたらがそんな甘い考えでおるんなら、あんたら企業とさしちがえましょう。

そんな気持ちでおる私らの心が、あんたらに、ちょこっとでもわかってもらえたらと・・・・・・。無駄な日を費やしたかもしれんけれども、私らの子孫のためと思ってがんばってきた次第でございます。

そして、4年間という月日の間には、9人居った原告のうち、もはや2人という人が亡くなりました。まだこの上、長いこと引き延ばして、やれ高裁や、やれ最高裁やと、しちめんどくさい法律上のことにかこつけて、この問題を解決しようとせん・・・・・・この問題が解決したあかつきに、私らが生きておられると、そう思ってますか。そんなねえ、なまやさしいね、甘っちょろい考えで、あんたらよう、ほんでも、生きておるなあ。

私も、愚痴ばかり並べましたけれども、一刻も早く、私らも病気にかかるとる以上、明日もしれんというさみしい気持ちでおるんです。一日も早く、勇気ある判決をいただいて、そうしてみんな仲良く笑って暮らせるような場を作ろうじゃありませんか。

どうか一つ裁判長さん、よろしくお願いします。

塩野輝美（船大工、39歳、慢性気管支炎、肺気腫の疑い）

先ほどの、各企業も代理人の方々の話を聞いておりますと、大いに怒りを感じるものがござ

います。

そこで裁判長さんにひとつお願いいたします。

私は貧乏人に生まれたせいか、裕福な暮らしをしたいとは思っておりませんが、ひとつまあ、なみのことをやっていきたいと思って望みを持っておりました。

それが、企業のために、その望みというものを破壊されました。われわれは、何故に、爪のアカほど悪いことをしたことがないのに、何でこんな苦しい思いをせんなんのか……。また、企業はどこまで苦しめたら気が済むのか、私はそれが言いたい。

ここで私たちは、命のある限り、その怒りと憎しみと恐怖を持って過ごしていかなければなりません。

そこで、私たち患者のみんなは、市民や全国民、あるいは子孫のためにも、裁判長さん誠意をもって、公正な判決をおく下さるようお願いいたします。

石田喜知松（浴場業、78 歳、気管支ぜんそく、肺気腫）

先程から、企業の弁護士のいうことを聞いとると、何かわしらはその、偽かなんぞのようなことを……。わしらは長年の間、こうして苦しめられて馬鹿にされとる。

そんなら企業も、ある日にちの間休んで……。ほたらわれわれの体はどうなるか……。わかるか。

ここで上手なことを言うて、その場の悪いのを逃れるようなことでは、われわれはどうして生きていけるというのか。殺すならこの場で殺せ。

そういう、そんな、やばなことをいうとつても、おまんたちはショウにしてもらえやせん。

裁判長、ひとつ、これをなにして……。

柴崎利明（漁業、44 歳、気管支ぜんそく）

先程から企業の方々の言われることをずっと聞いていましたが、自分たち（工場の排煙）は磯津へ到達しないと言うておられます。それならなぜ濃度が上がるか。磯津へ到達しないものが、濃度が上がったたりするわけはございません。

それがために、私たちもこうして苦しみ悩み、家庭を破壊され、自分たちの前途も全く暗やみでございます。

そうした中で、自分たち、苦しい思いをしながらでも、この裁判、なんとかして勝利を得なければ、自分たちかて、また四日市のぜんそくで悩み苦しんで見える方々、またそれ以外、それ以上の全国のみなさん方のためにも、私たちの、この必死で戦っている……。

また裁判長の正しいご判決と、名裁判長の名を残されんことお願いする次第でございます。

中村栄吉（漁業、61 歳、気管支ぜんそく、肺気種の疑い）

ああ、今聞いておりますと、もう勝手に、わしらが勝手に病気になっているようなことをみん

な言いますが、あんたらいっぺん磯津へきて、ひとのこと聞いとらんと、見に来たらどうや、えー・・・・・・・・磯津へ来たらわかるやろ。あの人がこう言った、この人がこう言った・・・・・・・・なんだそれ。

おまえたち、わしらがどれくらいえらい目するちゅうに・・・・・・・・せんちゅうのは・・・・・・・・。おまえら来てみりゃわかるやろ。人の病氣言うとらんとええ、わいら（おまえら）来い、いっぺん磯津へ、磯津に居るあいだにわかるやろ。どうや。はっきりしてみろ。いっぺん。

これぐらい苦しい目に、ともかく寝台から、落ったりするくらいにやな、苦しんでるけどな・・・・・・・・。

おれんところからはいっとらん・・・・・・・・おれんところからはいっとらん・・・・・・・・わいらひっぱたいてやりたいわ、馬鹿くさい、ホントにゴウわくぞ。おまえら（企業側）の顔ぐらい見たくないわ・・・・・・・・。

いっぺん磯津へ来てなあ。どんな空気やいっぺん・・・・・・・・北向きの風がよう吹く時に・・・・・・・・。おまんところは西風だであたらん・・・・・・・・そんな訳のわからんこと言うたらんと、来りゃわかるわ、はっきり来い。いっぺん。行くちゅうのやったら出て来い、こら・・・・・・・・ほんとに。

おまえら（企業側弁護士）何も言わんと黙ってるけど・・・・・・・・情けのうて涙がこぼれてくるわ、こんなものの顔見とっと・・・・・・・・。弁護士じゃ弁護士じゃと、弁護士ばかり引っ張り出して、なんやおい・・・・・・・・会社の人間が1人でも出てきておるのか。ここへ来て、頭を下げに来い、いっぺん、えー、頭下げに来るか、磯津へ来るか、どっちゃんか、2つにひとつにする人間、出てこい、ここへ。はっきり言え、それを。

ふん、おらんとかは磯津へいかん、ふん、おれんところは北風やでいかん、西風やでいかん、そんないいわけせんでもええわあ、それがわからんくらいなら人を頼るな。そうやろ。

なあ裁判長、ほんとに、これは、実際、人をごまかすようなことを言うとなのか、はっきりしたことを言うてくれにや、あかんわ。磯津へ（排煙が）くるか、こんか、自分ら来てみりゃわかりますやろ。

ああ、わしんところは・・・・・・・・石原（石原産業）は磯津へいかんたら、わしいとこの火力（中部電力）はいかんたら、わしんところはいかんたら・・・・・・・・煙突高こうしたって・・・・・・・・なんで煙突高こうしたんや、そんな煙突いらんやんか、煙突なんか折ってしまえ、どこへ（排煙が）流れる・・・・・・・・すこたま（頭）なぐったりたいほどゴウわくわ。

ほんとにこれは、きった裁判を、いっぺんやってください。どうぞおたのみもうします。

次は、石田かつさん（67歳、無職、気管支ぜんそく、肺気腫）の陳述となっていたが、午後になって気分が悪くなり、病院へ運ばれ、発言できなかった。

野呂凡代理人（弁護士事務局長）

昭和 42 年提訴以来、今日までおる原告の 1 人であります藤田一雄でございますけれども、ご承知のとおり、随分早くから、もうこの法廷には出るだけの元気がなくなりまして、現在、塩浜病院の病床にふしております。

（この発言中にも、原告席に戻った中村栄吉さんは、怒りを抑えがたく、「磯津へ来い、いっぺん……」と、二言、三言、企業側へ投げつけている）

一昨日も、私がこの日のための打ち合わせに参りましたが、今日はどうしても出れない、けれども私としては、ぜひ言いたいと、これだけは裁判長に言っておきたいというふうな意味のこと私に託しておりますので、特に裁判長のお許しを得て、その声を聞いていただきたいと思います。

この内容につきましては、すでに藤田一雄から陳述書が提出されておまして、時間もわずか 2 分半から 3 分でございますので、ぜひ、原告藤田の気持ちをこの法廷で表してやっていただきたいと思います。

米本清裁判長

被告側のご意見はいかがですか……。

昭和四日市石油代理人

先ほどのような、罵詈雑言みたいなことであれば、あれですが、この通り（準備書面としてしたためてある陳述）であれば、別にし支えはありません。

藤田一雄（無職、66 歳、気管支ぜんそく、排気し、慢性気管支炎）

（法廷に持ち込んだテープレコーダーで、藤田さんの声の入ったカセットテープを回す。、ゼーゼー、ヒューヒューしながらの発言で、発声するのは苦しそう。この録音は、ベットに寝ながらの発言を録音したもの。）

私も、他の原告と一緒に、私も出廷をしたかったんですけども、今では病院のベットからも離れられない状態で、一步も歩けないので、結審をこの目で何することもなく、できないこと、私は非常に残念に思っております。

しかし私は、何としても、被告企業のあまりにも誠意のないなには、非常に憤りを持っておるものです。

どうか裁判長、われわれの心情をおくみ取りになって、生きる権利を奪おうとする現実を、なんとか打ち破って、命と暮らしを守るために、磯津の町を、本当にきれいな空気、住みよい

町に戻してもらうこと、私は心から願っておる次第であります。

先に、裁判長にもお願いいたしました（原告本人尋問で、法廷に出てこれられないので、裁判長や、原・被告代理人らが病床出向いて、医師立ち会いで臨床尋問を行った）、ぜんそくとばい煙の関係は断ち切れんということは、われわれ肌身でよく感じ取っておる。どうか裁判長、われわれの心情を察していただいて、1日も早く、判決をお願いしたい次第でございます。

原告継承者（遺族）の意見陳述

今村末雄（故・今村善助、当時 78 歳、漁業、気管支ぜんそく、肺気腫・・・長男、55 歳、漁業）

私は生まれてから磯津でこの年まで過ごしてきました。磯津の現状には、他の人よりも 1 番よう知っていると思います。

私の親は、昭和 36 年に公害にかかり、それでなくなりました。

その公害を、この法廷において、いまさらその責任を逃れようとする企業に対して、私は非常に悲しむものです。

親が、長年、7 年も 8 年も、苦しみに苦しみ抜いて・・・・・・苦しいときには、殺してくれと、これまでも言ったこと、この苦しみは絶対に忘れさせることはできません。

この怒りはな・・・・私の親は死んだことになったが、絶対わしは、死んだんじゃない、殺されたんだ、公害によって、企業によって、殺されたんだ。わしの親は、死んだんじゃない、殺されたんだ。

それにもかかわらず、現在の状況はどうか。まだその責任を逃れようとしている。ああだこうだ・・・・・・ないこと並べて、そのくせ責任を逃れようとしている。

われわれ原告団としては、絶対、その責任を、あくまでも追及していきたいと思います。

わしが最後に、裁判長にお願いしたいことは、この公害を 1 日も早くなくして、明るい丈夫な町をつくるようにと、私は念願しています。

瀬尾清二（故・瀬尾宮子、当時 38 歳、主婦、気管支ぜんそく、肺気腫 夫、41 歳、漁業）

思えば、長い長い裁判でした。それも本日、結審を向かえることができましたけれども、喜んでいいのか、悲しんでいいのか、現在の僕の気持ちは複雑な気持ちでいっぱいです。亡き妻も、もう少し生きながらえて、今日の結審を、また判決を、心待ちにしていたと思います。

先ほどから、企業側の弁護人の話を聞きますと、みんな主張していられますことからいきますと、いったい僕の家内は何で死んでいったんでしょう。本当に悔しくてなりません。

眠れない夜に、下の篤哉が、どんな夢を見ているのか知らんけれども、「母ちゃん・・・・」って言って、にこっと笑っていることがあります。ほんとに、男の胸に突き刺さるものがあります。

また、上の喜代子も、せっかく行った名古屋の高校も途中で退学するようなことになりました。

た。家内が生きていたら身を粉にしてでも働いて、高校生活を続けさせたと僕は思います。

それで、企業側の弁護士さんたちも、人の子であり、人の親であるはずです。この問題は、いや、このぼくたちの家庭の悲劇は、もしあなた方に変わっていたら、いったいどのように思われます・・・・・・・・。

夜更けた磯津の町に、怒りの渦が4つ（父と子供3人）捲いているということを忘れないでほしいと思います。

最後に、裁判長にお願いすることは、一日も早く公明正大な、すがすがしい判決をされんことを、せつに、せつにお願いして終わらせていただきます。

瀬尾喜代子（故・瀬尾宮子、長女、16歳）

長かった公害裁判も、いよいよ結審となりました。

母と高校生活を奪った公害を憎いと思います。

幼い妹や弟が、日に日に母のことを思い、悲しんでいるのを見ているとかわいそうでなりません。

一日も早く、きれいな空気の吸える四日市に、公害のない、住みよい社会にしてほしいと思います。

裁判長さん、一日も早く正しい判決をしてください。亡き母もそのことを望んでおると思います。

米本裁判長「これで結審します」と弁論終結を告げる。

※この日、提訴の年に埋め立てと工場誘致が市議会で強行採決された第3コンビナートが、営業運転を開始。

判決 1972年（昭和47年）7月24日。 原告患者側 勝訴



資料編

塩浜小学校の公害教育

塩浜小学校 公害認定患者…… 20 人
(昭和 41 年) のどの病気を持つ児童…… 100 人

◎対公害の施設

- ・教室に空気清浄機をおく……各教室に 1 ～ 2 台置き、教室内の亜硫酸ガスやちりをきれいにする。
- ・公害マスク……活性炭をしみこませたマスクをいつも持ち、くさい時に使用する。
- ・うがい室、うがい場
- ・対公害用講堂……悪臭がひどいときに全員が避難する。空気清浄冷却設備

◎対公害の教育

- ・乾布まさつ……毎朝、教室で行う。
- ・うがい……一日に 6 回行う。
- ・肝油を飲む……のどを守るため、ビタミン A、D の肝油を飲む。
- ・体育……体力作りのためのマラソン・朝の空気は汚れているので、2 時間目の後に行う。
- ・行事…遠足は空気のきれいな所へ。公害病児童は林間学校。

5 年生は肺を強くするために登山。6 年生は川の上流でキャンプ

<u>年平均乳児死亡率</u>	<u>ぜんそく患者へのアンケート</u>
(1000 人に対して) 昭 42 年	ぜんそく発作・・・一日 2 回 最高 10 回
塩浜地区・・・36. 1 人	発作どめの注射・・・92 人
	1 か月 60 本以上・・・14 人
	酸素吸入器・・・103 人
四日市市全体・・・25. 6 人	
	働けない人・・・54 人
全国平均・・・18. 1 人	生活保護を受けている人・・・2 人
	希望者・・・23 人
(昭和 35 年までは全国平均以下)	

四日市市年表

1955	旧海軍跡地を昭和石油に払い下げ決定.
57	午起（うまおこし）に第一コンビナートうめたて開始.
59	第一コンビナート操業開始.
60	第二コンビナート建設開始. 騒音・ガス・悪臭の被害が出はじめる。 油くさい魚・死んだ魚が沿岸に広がる.
61	磯津（いそづ）地区にぜんそく患者が出る.
63	第二コンビナート操業開始. 磯津漁民が、水門を閉鎖する.
64	3日間のはげしいスモッグの跡、ぜんそく患者死亡 煤煙規制法（ばいえんきせいほう）の指定を受ける.
65	18人を公害病患者に指定. 市費による治療を始める.
66	公害地の小・中学校に公害専門の養護教諭をおく. ぜんそく患者死亡、2人目. 公害認定患者の木平さん自殺.
67	磯津地区の公害患者9人が工場を相手に訴訟を起こす。（公害裁判） 公害認定患者の大谷さん自殺. 雨池町の住民が集団で引っ越しする. 公害基本法制定。
68	大気汚染防止法制定.
69	いおう酸化物の環境基準を国が定める.
70	霞が浦（かすみがうら）地区に第三コンビナートが完成する. 公害基本法を改正する.
72	公害裁判で患者側勝利の判決が出る.
73	公害病患者が1000人をこえる.
74	公害健康被害者保障法を施行する.

作文

私は公害患者です

橋北中 二年 伊藤 あをい

私も五才のころから発作がおこり出した。年々悪化しはじめ、小学校三年生の秋、公害患者に認定された。

発作が起ると、一晩中うなりずめ、「苦しい」と自分に言いきかせることで耐えているようなものだ。十時間も十五時間もすわったまぜで動けず、何度も足を組みかえる。せきこむと汗がふつふつとにじみ出る。小学校三年生は育ち盛りなのに、アバラがくつきりと姿を見せ、体力のつくひまがない。父母をよく困らせた。私がうとうとと眠り出すとまたせきこみ、涙が出て顔がくちゃくちゃになった。

体育の授業が一番嫌いだった。特に走るのが。でも走らないと、なぜかみんなが、私を白い目で見るようで、それがたまらなくいやだった。だから無理をして、母に叱られてもなるべくみんなと区別されないように努めていた。

中学二年ともなれば身体も大きくなり、体力もついて抵抗力が強くなるから、発作の数は減ってきた。とは言えやはり食欲がなく、というより苦しくて食物がのどを通らない。それに発作の数が少なくなつた方が、一度の苦しみ方は今までの苦しみの二倍も三倍も大きい。死んだほうがよっぽどましだと思うのだが、私には死ぬほどの勇気もない。

マラソン大会でも、あの人は走らないからいいな、と思っている人もいると思う。でも私だって好きこのんで走らないわけじゃないのに……。

こうがいぜんそく

塩浜小二年 せおあつや

ぼくのおかあさんは、こうがいぜんそくでながいことびょういんで、にゅういんしていました。

ぼくは、まん二さいのときからおかあさんといっしょにびょういんにいました。雨がふったり、曇ったときなどは、みんなぜんそくのほっさがひどいので、ぼくはかんごふさんのところへ、たのみに行つてやりました。

ぼくが、あまりじょうずに、ちゅうしゃといえないので、みんなの先生たちが、よくわらいました。

ことしの九月一六日のあさ、おかあさんはひどいほっさがおこつて、「くるしい、いきがつかまる。」といいながらいしきがなくなつて、きゅうきゅう車でびょういんにはこばれて行きました。

車のなかですぐにさんそきゅうにゅうにかけられていても、なかなか気がつかずに、びょういんで先生たちが、三人でちゅうしゃをしたりしていましたが、三時間たつてから気がつ

いたそうです。

ぼくはおかあさんがしんでしまうかと思って、しんばいでしんばいでなりませんでした。

その日は、みんなよその人たちもひどいほっさがおこっていました。ぼくたちのともだちにも、たくさんぜんそくで、くるしんでいる子がいます。そんな子を見るとかわいそうでなりません。

ぼくたちにもっときれいな空気がすえるようにしてほしいと思います。学校からかえるとき、こうじょうのほうをみると、ものすごいけむりが出ています。そんなときは、おかあさんのことを思いだして、にくらしくなることがあります。

会社なんかなくなればいい。でも…

三浜小 三年 小島 さゆり

わたしは、四才の時から公害にんていかんじやになっています。とくにひどかったのは、ようち園から一年生のころでした。

夜中にぜんそくで苦しくなって、食べた物を全部もどしてしまったり、ねつが出て息苦しくなったりしたことでよくおぼえています。とてもいやなことだったからです。

二年、三年になって、少しよくなったように思いますが、夏が近づいて、風が南東からふいてくるようになるとぜんそくがおきます。

一年生のころは、「会社なんか、なくなればよいのに。」と思っていましたが、今はそんなことは思わなくなりました。おとうさんが、石油コンビナートの会社につとめているので、会社が、なくなれば、わたしの家はびんほうになってしまうからです。

おとうさんは、いつも「会社は、公害のためにたくさんのお金をつかって公害がでないようにどりよくしているんだよ。」と言っています。

おかあさんは、「それでも、公害にんていかん者は、どんどんふえていますよ。」と言います。

わたしは、どうゆうふうにかえたらいいのか、わからなくなってきました。そして、しまいには、公害のないきれいな空気の町にすんで、おとうさんも会社につとめられて、たくさんのお金がもらえて、みんなが病気にならないような家で、ずっとずっとくらしたいと思います。

四日市公害裁判

昭和 42 年 9 月

原告（訴えた人）・・・磯津地区ぜんそく患者

藤田 一雄さん

今村 善助さん

瀬尾 宮子さんら 9 人（せおあつやくんの母）

被告（訴えられた人）・・・第一コンビナート6社

昭和四日市石油・中部電力・みつびし化成

みつびしモンサント・みつびし油化・石原産業

訴えの内容

被告六社は、生産工程で重油を使い、それを燃やすことによって亜硫酸ガスを含んだばい煙を大気中に出している。

第一コンビナートとは、川ひとつへだてた南側にある磯津地区は、年間でもっとも多い風向きが西および北であることから、被告工場の風下にあたり大気がよごされたために、原告らは四日市ぜんそくにかかった。

被告六社は、原告らの健康がおかされていることを知りながら、亜硫酸ガスを取り除くための設備を改善せず、ばい煙を出し続けた。

それによって受けた被害は、入院、通院によるちりょう費、働けないことによる収入減、清神的苦痛などがある。

精神的苦痛に対するいしや料を、原告ひとりにつき 200 万円支払え。

工場側の言い分

昭和四日市石油・・・・・・石油を精製するための燃料として、重油を使い、そのため、亜硫酸ガスを出したこと、亜硫酸ガスが濃度によっては有害であることは認める。しかし、原告らが、大気中の亜硫酸ガスによって健康を害し病気になったことと損害については認めない。

中部電力・・・・・・燃料として、石炭とともに重油を使ったことは認める。しかし、原告らが言っている「亜硫酸ガスによる大気汚染が人体におよぼす害」と損害については争う。

石原産業・・・・・・他の石油化学工場に比べ、わが社の出す煙に含まれる有害成分は、たいへん少ない。公害対策は、県や市が行うべきことであって、工場側が賠償することではない。

判決内容

- ① 被害者たちが四日市ぜんそくになったのは、四日市第一コンビナートが出す亜硫酸ガスなどが原因であり、その責任は六社が共同して負わなければならない。
(ひとり当たり約 1, 000 万円)
- ② 公害を引き起こすことに対する調査や研究をしないまま、条例を作り、コンビナートの誘致に熱心になった国・県・市も、責任を負わなければならない。
- ③ 企業は、人の命・身体に危険のあることを知っていて、汚染物質を排出するとき、企業の経済性を考えず、世界最高の技術・知識を使って防止しなければならない。

四日市市の市民運動団体

- ・公害認定患者の会・・・命とくらしを守る署名運動
- ・公害患者をはげます会・・・患者の会の手足となって働く
- ・公害から子供を守る母の会・・・磯津の母親中心
公害の学習会「反公害寺子屋」
工場の増設反対運動
公害児童の養護学校設立を要望
- ・公害を記録する会・・・ガリ版文集「記録公害」発行
話したことをそのまま記録
- ・四日市公害と戦う市民兵の会・・・新聞「公害トマレ」を月一回発行
- ・公害裁判を支持する会・・・コンビナートで働く人々を含めた市民への呼びかけ
全国的な署名運動、カンパ

<u>塩浜小校歌が変わる前</u>	<u>現在の塩浜小校歌</u>
港のほとり 並び立つ	南の国から 北の国
科学のほこる 工場は	港を出ていく あの船は
平和をまもる 日本の	世界をつなぐ 日本の
希望の希望の 光です	希望の希望の しるしです
塩浜っ小 塩浜っ小 ぼくたちは	塩浜っ子 塩浜っ子 ぼくたちは
明日の日本 築きます	明日の日本 築きます

塩浜小学校 うがいの様子について

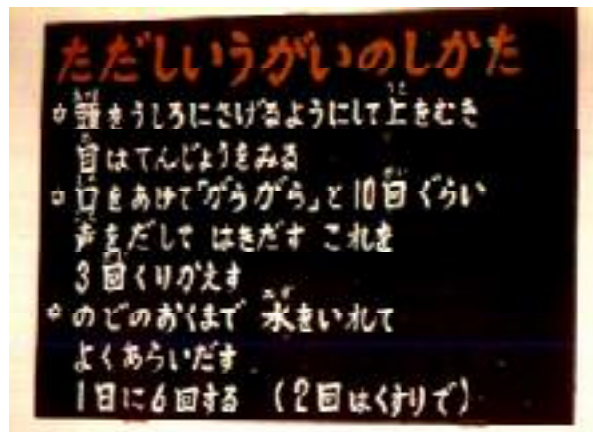
当時の様子



今も残る水道



掲示板



岡田さ津子さんの作文

いちごがり

塩浜小3年 岡田さ津子

わたしは、ぜんそくがおこっていたので、学校を休んでいましたが、こうがい病のこどもたちが、いちごがりにいくので、からだのちょうしがわるかったけれども、おかあさんにたのんで、わたしもいきました。

いさかダムは、たいへんくうきがよく、とてもいいきもちでした。

わたしもみんなのように、元気がでてきて、たのしく走ったり、とんだり、できました。

くうきがよかったら、わたしたちは、みんなと、おなじように、たのしく、じょうぶなからだになります。

ふじん会のおばさんたちに、おむすびをもらいました。おかしももらいました。

わたしたちのいそずちくも、このようないいくうきになったら、ゆめみたいだなあーとおもいます。

親の声から

公害病がうつる

子どもの学校名は聞かんでください、公害病と言われるとかわいそうなので届けてないのです。先生方も努力はしてもらっているのでしょうかね・・・

子どもらで遊んでいると、母親が自分の子どもを連れてきて、「公害病のこと遊んだらあかん、うつるよって」って言うんです。親がそういつて聞かせれば、子どもはそう思うでしょう・・・。そのために、学校でいじめられてはいかんと思って届けていないんです。

長男は、「殴られても、僕はケンカしやへん」と言っていますが、萎縮せんかと、本当に心配です。

塩浜小学校3年4組「学級通信」より

はじめに 担任

3年生になって早一ヶ月がたち、組がえをした学年でしたが、子どもたち同士もすっかり3年生の生活に慣れた様子です。

天皇誕生日をかわきりに、5月に入りますと連休があり、いろいろ計画があると思います。夕飯のおりなどに、憲法やこどもの日などの話題にして、一家そろって話し合うことも大切なことだと思います・・・。

いままで、南勢（三重県南部）ですごした私は、公害問題とはおよそ無縁で、時々目にする記事も、無関心な態度でみてきましたが、この学校へきて、空気清浄器、毎日の乾布まさつ、うがいなど、公害に対する健康管理と、考えてもいなかったことに直面しました。

そこで、少しでも現状を知るために、公害について作文を書いてもらいました。

それによると、風邪がなかなか治らなかったり、咳が苦しいくらい出たり・・・自分は健康でも、家族の人にそんな人がいたり、みんな大なり小なり、被害を受けていることがわかりました。

こうがい

ぼくたちの学校のそばに、こうがいをだすこうじょうがいくつかあります。

日本で一ばんこうがいのはげしいところは四日市です。こうがいはくさくてたまらないときがたくさんあります。こうがいの中に、目に見えないくらいにつぶつぶが、風にふかれてとんできます。そのつぶつぶをすうと、からだのよわい人はひじょうにのどがはしか



くてくるしみます。こうがいがひどいと天気がぼうっとして、とおくがはつきりみえません。

つぶつぶやけむりのようなこうがいのほかに、ありゅうさんガスというこうがいがあります。このありゅうさんガスが一ばんからだにわるいそうです。いま、しおはまびょういんに、

にゆういんしているこうがいかんじゃや、また、おうちにいるこうがいかんじゃたちは、みんなこのガスで、まい日、くるしんでいます。

この間、ぼくのおとうさんのよく知っている人が、しおはまびょういんで死にました。この人は、こうがいで、声が出なくなってお話しができなくなったそうです。

ぼくたちは、こうがいのひどい日の学校のゆきかえりには、マスクをはめたり、うがいをしたり、かんぷまさつをして、こうがいにまけないからだをつくろうといっしょうけんめいです。

けれども、こうがいのほうが、ずっとつよいです。ぼくはよくかぜをひいて、のどがいたいです。せきもよくでます。

こうがいは、こうばがださないようにするのが一ばんよいことです。

そして、みんなが元気にあそんだり、おしごとができるすみよい四日市に早くしてほしいです。

こうがいとぼくの家

ぼくは、よくのどがいたくなります。そのわけは、こうじょうのけむりでなったとおもいます。

ぼくのおじいちゃんは、こうがいかんじゃです。おじいちゃんは、よくさいばん（公害訴訟）に行きます。おじいちゃんは、よくせきをします。

ぼくは、こうじょうをこわしてほしいと思います。

おとうちゃんは、ときどき、こうがいのことで、よその人としゃべって、このごろは、まえよりよくはなしています。その人とおじいちゃんは、さいばんがあるとき行きます。ぼくは、早く、こうがいをなおしてほしいと思います。

それに、海に、あぶらをながします。それで、つりにいっても、くさいさかながつれて、ほらん（捨てる）なりません。それにさかながしぬときがあって、ういているときを、ときどき見ています。ぼくらは、かんぷまさつをしていても、けんこうの子がすくないです。

こうがい

わたしの学校のよこに、こうじょうがあります。このこうじょうには、いっぱいえんとつがあり、いろんなタンクがあります。

わたしたちは、毎朝、かんぷまさつがあります。冬になるとかけ足があります。きょ年、かけ足で、日本一しゅうというだけでかけ足をしていました。

学校で、外がくさくなると、ほうそうで、「くさいので、まどしめて、せいじょうき（空気清浄器）をつけなさい」と言われます。

えんとつが多いので、すぐくさくなります。

えんとつから、すごい火がでるときもあります。



四日市のコンビナートの位置



〔空気清浄器〕

参考にさせていただいたもの

◇作文や資料等・・・記録公害、四日市公害判決写真集などより（澤井余志郎氏の提供）

四日市公害学習案内

ガイドブックシリーズ

- No. 1 四日市公害とぜんそく 23 頁
四日の市と宿場町／コンビナート建設／公害／死んだ海／
公害ぜんそく（患者と医師の話）／住民の動き／公害病認定 他
- No. 2 四日市公害ぜんそく裁判 31 頁
経過／結審法廷での原告患者意見陳述
- No. 3 公害四日市出来事 26 頁
年表
- No. 4 東海テレビドキュメンタリー「あやまちー1970年夏・四日市」 35 頁
シナリオ 四日市公害訴訟の動き
- No. 5 公害学習・授業実践 ー被害者側の視点に立ってー 56 頁
小学校5年生社会科（工業の発展と公害 他）
- No. 6 四日市教委「のびゆく四日市」 47 頁
小学校3年社会科副読本より 四日市公害の記述
- No. 7 四日市公害Q&A 野田之一さん「伝えたい思い」 26 頁
公害を記録する会に寄せられた質問と回答
四日市公害原告患者 野田之一さん「伝えたい思い」
- No. 8 四日市公害と人権 14 頁
自主教材 小学校5年生
- No. 9 四日市公害と人権 公害の歴史に学ぶ 44 頁
小学生たちの質問に答える 公害学習 Q&A
- No. 10 四日市公害と人権～忘れないように～ 19 頁
『四日市公害と人権』をつかった実践より

四日市再生「公害市民塾」

<http://www.yokkaichi-kougai.tcup.ca/>

「公害市民塾」を奇数月の 24 日に開催しています。
関心のある方はご連絡ください。

場所：納屋学習センター 会議室

時間：午後 6 時 30 分～8 時 30 分

